

日進市

第二期子ども・子育て支援事業計画

素案(12/17)

令和2年3月

愛知県 日進市

(市長あいさつ)

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画策定にあたって | 3 |
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 3 |
| 2 計画の位置づけ..... | 4 |
| 3 計画期間..... | 5 |
| 4 制度改正等のポイント..... | 6 |
| (1) 子ども・子育て支援法の改正..... | 6 |
| (2) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正..... | 6 |
| (3) 貧困対策、生活困窮について..... | 6 |
| 5 計画策定体制と経過..... | 8 |
| (1) 子育て支援に関するアンケートの実施..... | 8 |
| (2) 子ども及び関係団体からの意見聴取..... | 8 |
| (3) 「日進市子ども施策推進委員会」の審議..... | 8 |
| (4) パブリックコメントの実施..... | 8 |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題 | 11 |
| 1 本市の人口動態等の現状..... | 11 |
| (1) 人口の推移..... | 11 |
| (2) 子どもの人口の推移..... | 12 |
| (3) 子育て世帯の推移..... | 13 |
| (4) 女性の労働状況..... | 14 |
| (5) 出生の動向..... | 15 |
| 2 保育サービス等の現状..... | 16 |
| (1) 保育園・認定こども園・幼稚園の入園状況..... | 16 |
| (2) 特別保育の実施状況..... | 16 |
| (3) 子育て支援に関する事業の実施状況..... | 18 |
| (4) 放課後児童クラブ等の状況..... | 20 |
| 3 アンケートからみられる現状..... | 21 |
| (1) 調査の概要..... | 21 |
| (2) お子さんご家族の状況..... | 22 |
| (3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況..... | 24 |
| (4) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況..... | 25 |
| (5) お子さんが病気の際における対応..... | 26 |

| | |
|--------------------------------------|------------|
| (6) 小学校就学後における放課後の過ごし方の希望 | 27 |
| (7) 育児休業制度の利用状況 | 28 |
| 4 子どもの貧困率 | 29 |
| (1) 全国の子どもの貧困率の状況 | 29 |
| (2) 愛知県の子どもの貧困率の状況 | 29 |
| 5 施策の進捗評価 | 30 |
| 6 本市の子ども・子育てを取り巻く課題 | 32 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 35 |
| 1 計画の基本理念 | 35 |
| 2 基本目標 | 36 |
| 3 施策の体系図 | 38 |
| 第4章 施策の展開 | 40 |
| 第5章 子ども・子育て支援事業の展開 | 67 |
| 1 教育・保育事業等の提供区域 | 67 |
| 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計 | 68 |
| (1) 推計の手順 | 68 |
| (2) 子ども人口の推計 | 69 |
| (3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計 | 70 |
| 3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況 | 71 |
| (1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業 | 71 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況 | 77 |
| (1) 相談支援事業 | 77 |
| (2) 訪問系事業 | 79 |
| (3) 通所系事業 | 81 |
| (4) その他事業 | 85 |
| 5 総合的な子どもの放課後対策の推進 | 89 |
| (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 89 |
| 第6章 計画の推進・評価体制 | 97 |
| 1 計画の推進体制 | 97 |
| 2 計画の公表及び周知 | 97 |
| 3 計画の評価と進行管理 | 97 |
| 資 料 編 | 101 |

| | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 日進市未来をつくる子ども条例 | 101 |
| 2 | 日進市子ども施策推進委員会 | 106 |

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の子ども・子育て支援は、「社会保障・税一体改革大綱」により、平成24年8月に「質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる仕組みづくり」「待機児童解消に向けた保育の量的拡大・確保及び子どもが減少傾向にある地域の保育支援」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るため、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これにより、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、日進市（以下、「本市」という。）における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保策等を盛り込んだ「日進市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第一期計画」という。）を策定しました。

さらに国は、子ども・子育て支援法の一部を改正し、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度『子育てのための施設等利用給付』を創設する等の措置を講じて「幼児教育の無償化」の制度を具体化させています。

次なる5か年計画では、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」等をもとに、第一期計画における事業の適正な実施評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性の確保を図りながら、本市に住む子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、愛知県、市町村、地域社会が一体となって取り組むことが求められています。

これにより、本市では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「子ども・子育て会議」における議論を踏まえ、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ「第二期日進市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、本計画をもとに、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。

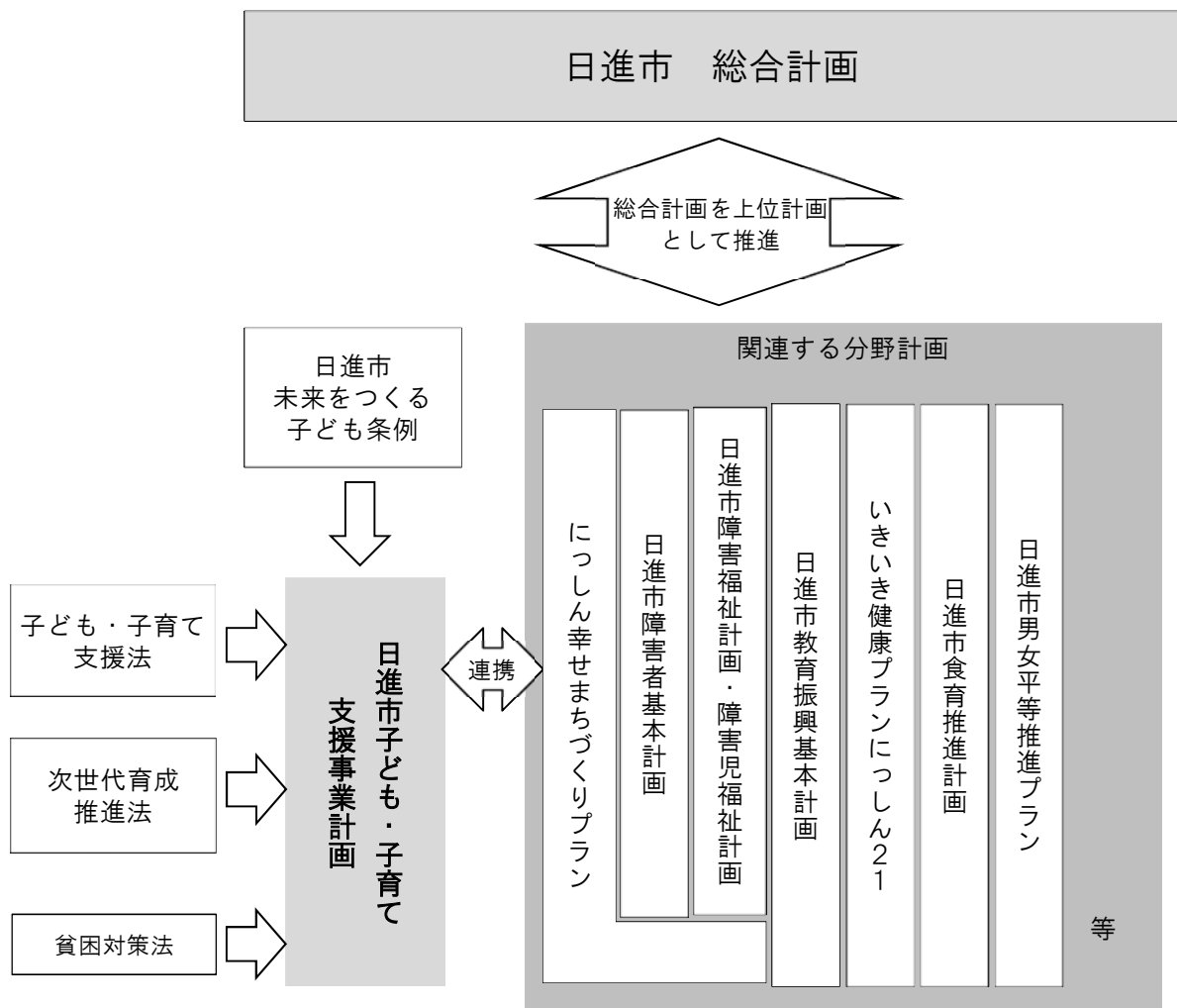
2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立したことにより、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえた計画として策定するほか、計画の一部を令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で策定が努力義務とされた「子どもの貧困対策についての計画」として位置づけることとし、子どもの貧困対策等を含む子ども・子育て支援にかかる様々な分野の施策を総合的・一体的に進めます。

そのため、本計画は、上位計画である「日進市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野別計画として位置付けるとともに、関連計画である「にっしん幸せまちづくりプラン」「日進市教育振興基本計画」「日進市障害者基本計画」「日進市障害福祉計画・障害児福祉計画」「いきいき健康プランにっしん21」「日進市男女平等推進プラン」等との連携・整合を図ります。

■ 他計画との連携

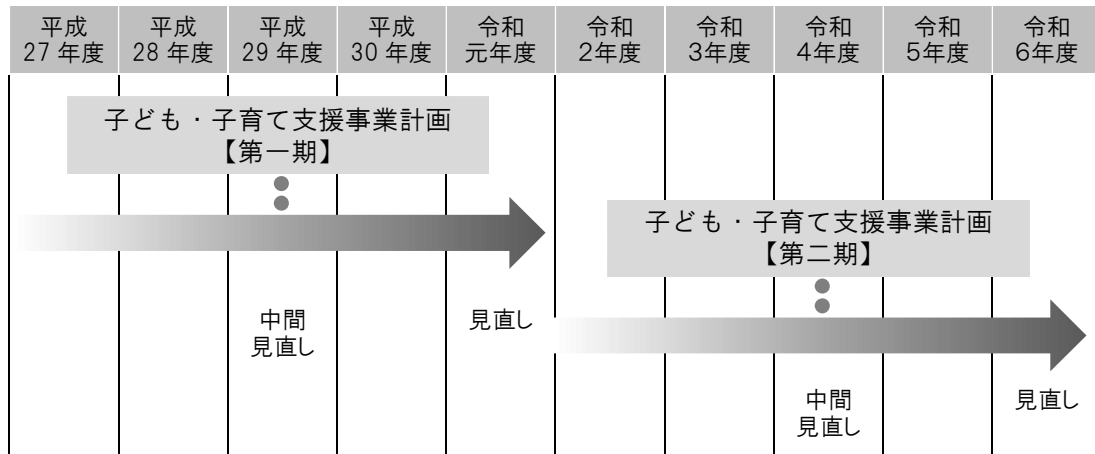


3 計画期間

本計画の期間は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度において計画の見直しを検討します。

■ 計画期間



4 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

「子ども・子育て支援法一部改正（平成30年4月1日施行）」により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等をはじめ、以下の3点を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大等の事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成30年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

(3) 貧困対策、生活困窮について

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、わが国の6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあると報告されています。令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務化され、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増

大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されました。生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化され、より一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

5 計画策定体制と経過

(1) 子育て支援に関するアンケートの実施

全ての子どもや子育て家庭が健やかに成長することができる社会の実現を目指すため、小学校就学前児童の保護者や小学校1年生から3年生までの保護者に対して、本市の現状や今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケートを実施しました。

(2) 子ども及び関係団体からの意見聴取

本計画を策定するにあたり、実際に子どもたちが通う市内高等学校や子育てに関する市民活動団体、第6次日進市総合計画策定における中・高校生に実施したアンケート等からニーズ調査では把握しきれない「生の声」をお聞きし、審議の上、本計画に反映しました。

(3) 「日進市子ども施策推進委員会」での審議

幅広い知見をもとに本計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉・教育関係者、公募市民等からなる「日進市子ども施策推進委員会」において、計画関連事項について審議を行い、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を募りました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状と課題

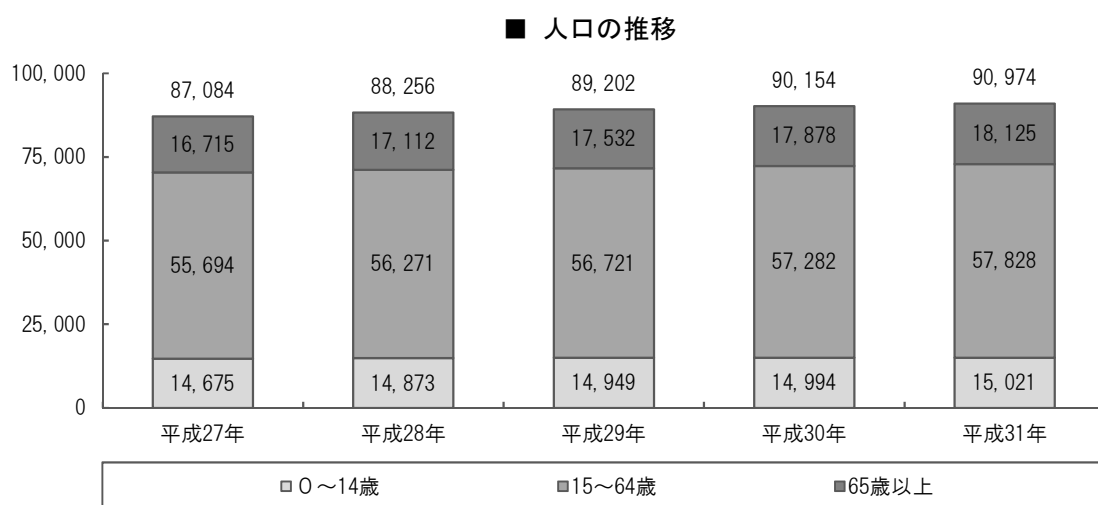
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 本市の人口動態等の現状

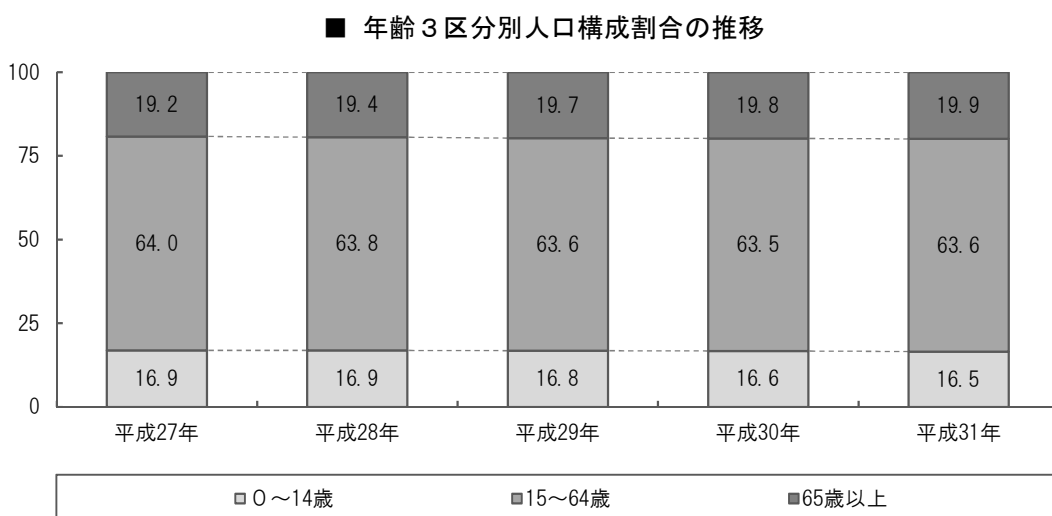
(1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は毎年増加しており、平成31年は90,974人となっています。

また、年齢3区分別人口構成割合をみると、毎年高齢者人口割合が増加し、年少人口等の割合が減少していることから、少子高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

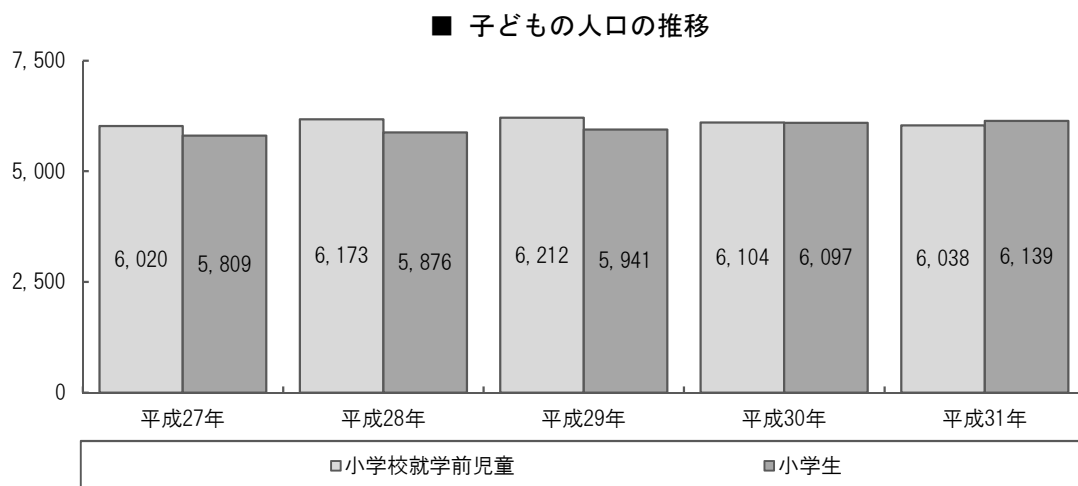


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 子どもの人口の推移

子どもの人口の推移をみると、0～11歳の人口は増加傾向にあり、平成31年は12,177人となっています。

小学校就学前人口は平成29年をピークに減少しているのに対して、小学生人口は毎年増加しており、平成31年には、小学校就学前児童より小学生の人口が多くなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■ 子どもの人口の推移（年齢別）

単位：人

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～11歳 | 11,829 | 12,049 | 12,153 | 12,201 | 12,177 |
| 0歳 | 969 | 1,079 | 1,018 | 968 | 962 |
| 1歳 | 960 | 1,010 | 1,098 | 1,025 | 957 |
| 2歳 | 1,018 | 979 | 1,010 | 1,099 | 1,030 |
| 3歳 | 1,073 | 1,002 | 980 | 1,001 | 1,100 |
| 4歳 | 1,012 | 1,095 | 1,015 | 995 | 1,001 |
| 5歳 | 988 | 1,008 | 1,091 | 1,016 | 988 |
| 0～5歳 | 6,020 | 6,173 | 6,212 | 6,104 | 6,038 |
| 6歳 | 1,052 | 976 | 1,013 | 1,104 | 1,032 |
| 7歳 | 979 | 1,052 | 974 | 1,012 | 1,105 |
| 8歳 | 992 | 980 | 1,052 | 975 | 1,007 |
| 9歳 | 926 | 990 | 986 | 1,042 | 973 |
| 10歳 | 949 | 928 | 978 | 987 | 1,038 |
| 11歳 | 911 | 950 | 938 | 977 | 984 |
| 6～11歳 | 5,809 | 5,876 | 5,941 | 6,097 | 6,139 |

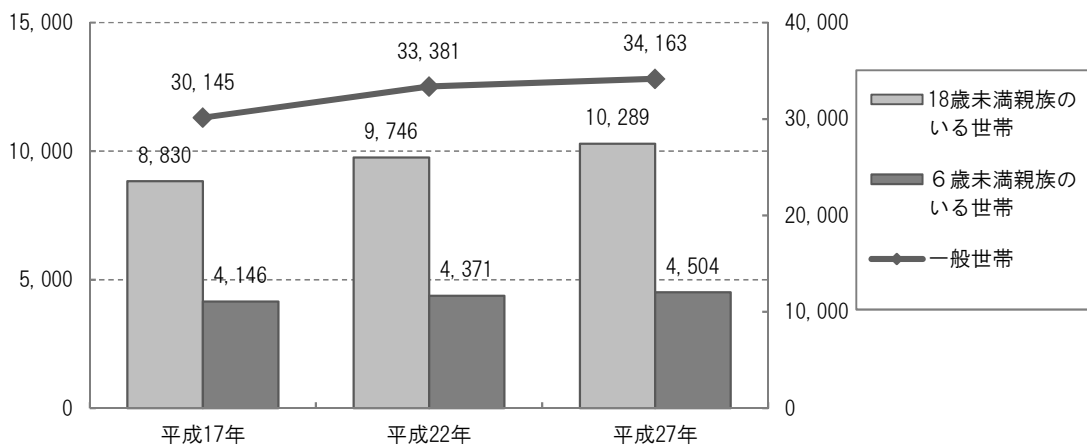
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、18歳未満親族のいる世帯・6歳未満親族のいる世帯ともに毎年増加しています。

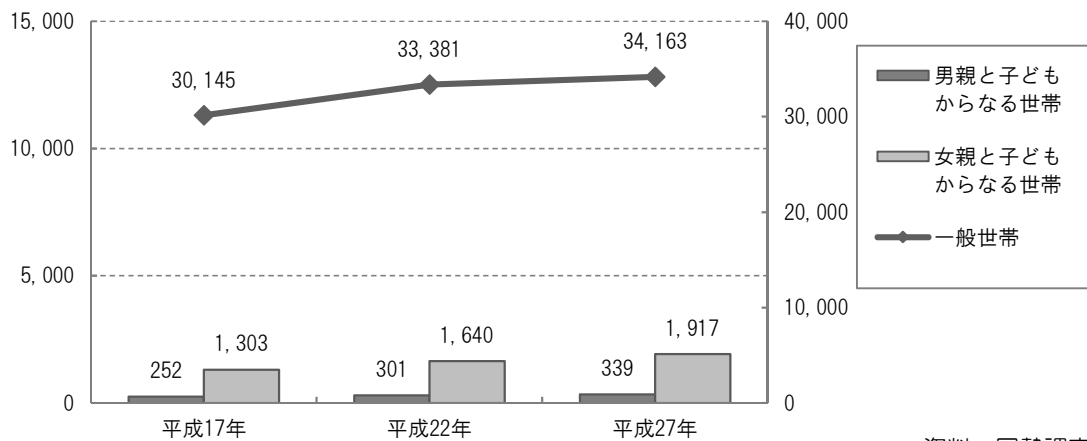
また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもからなる世帯・女親と子どもからなる世帯ともに毎年増加しています。とくに、女親と子どもからなる世帯の増加の幅が大きい状況です。

■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

■ ひとり親世帯の推移



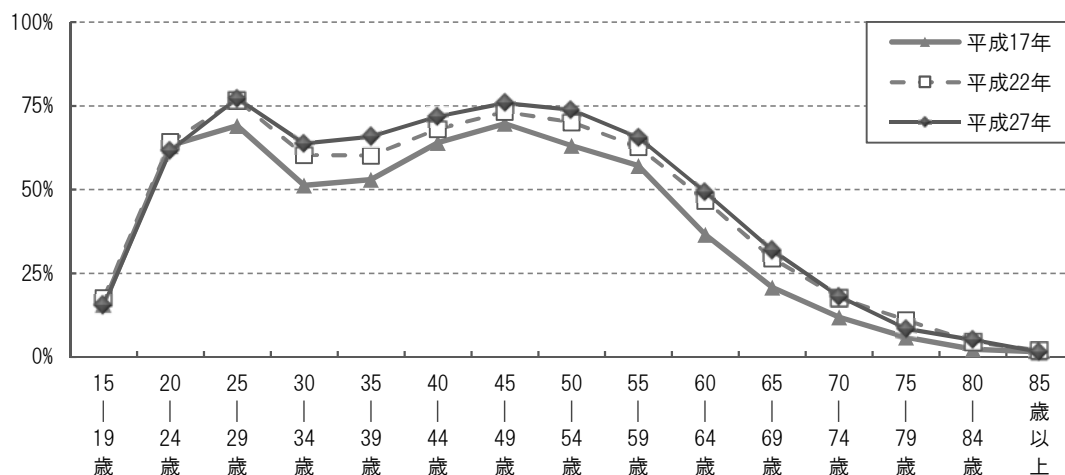
資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

女性の年齢別労働力率をみると、25～29歳と45～49歳をダブルピークとするM字カーブを描いています。近年では、20代から60代の労働力率は上昇しており、平成27年は、平成17年に比べてM字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

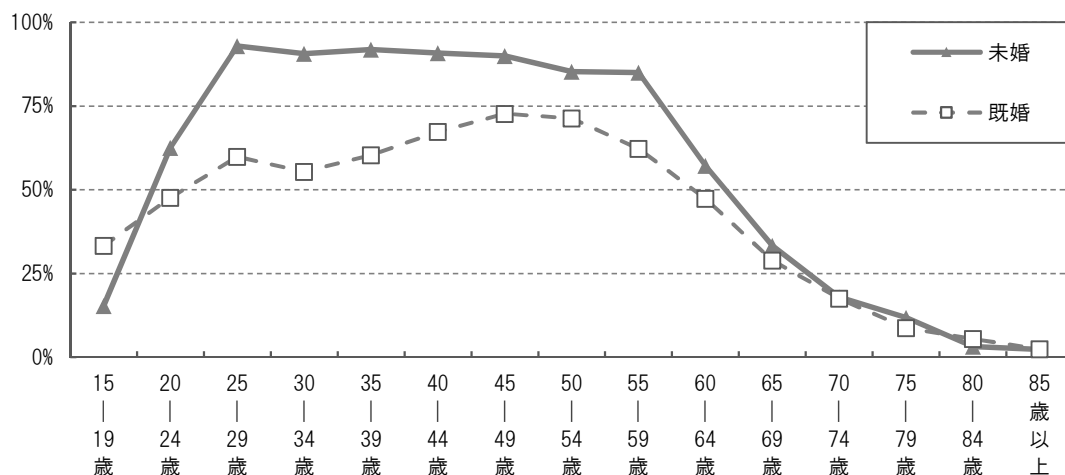
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20代から60代において、既婚女性より未婚女性の労働力率が高くなっており、とくに30～34歳では35.3ポイントの差がみられます。

■ 女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■ 女性の未婚・既婚別労働力率（平成27年）



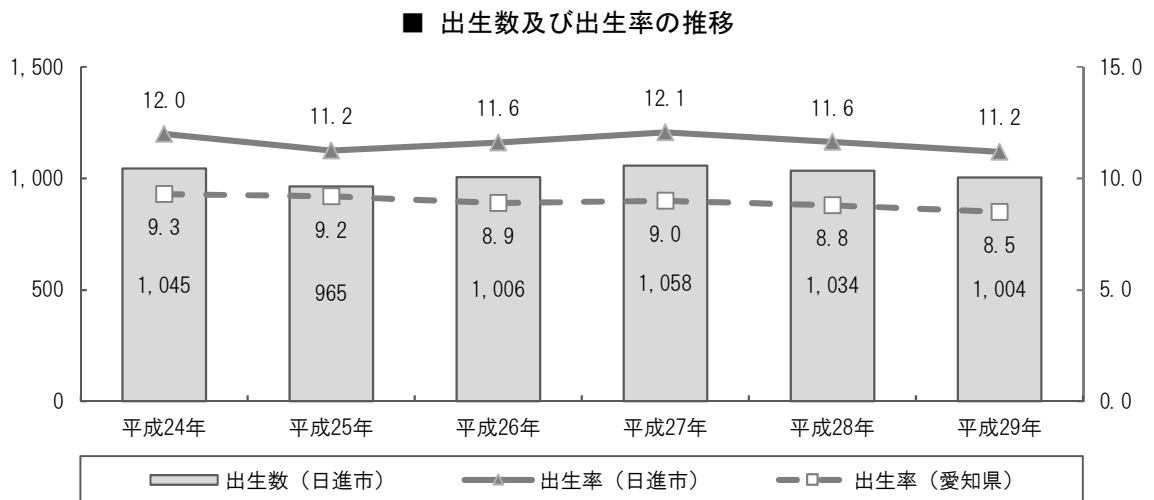
資料：国勢調査

(5) 出生の動向

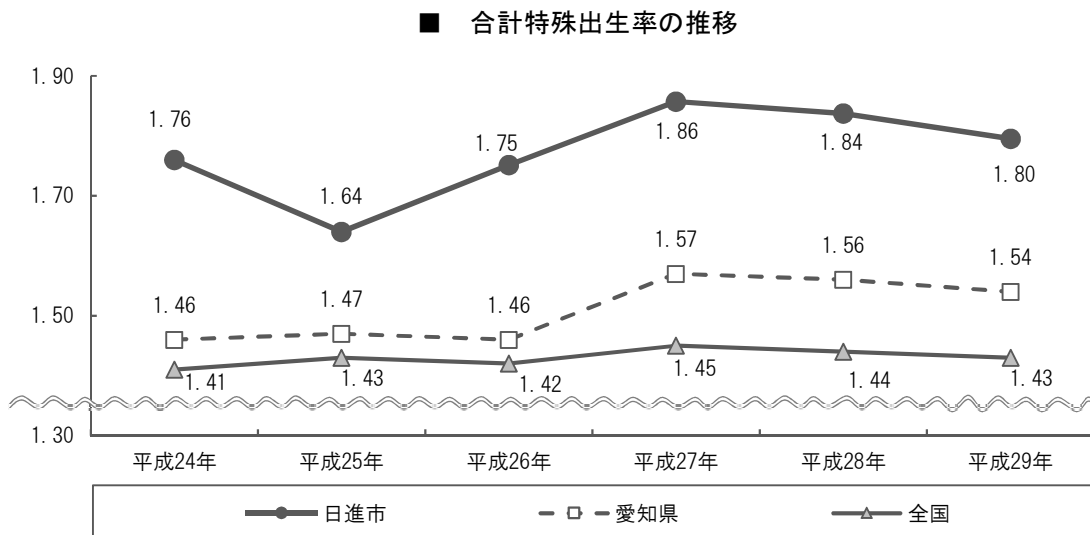
出生数及び出生率の推移をみると、出生数は平成27年をピークに減少しており、平成29年は1,004人となっています。

また、出生率は平成27年に増加に転じていましたが、平成28年から再び減少しています。

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながらも増加傾向で推移しており、愛知県・全国を大きく上回っています。



資料：愛知県衛生年報



資料：人口動態統計

2 保育サービス等の現状

(1) 保育園・認定こども園・幼稚園の入園状況

保育園・認定こども園・幼稚園の入園状況をみると、保育園入園者数は毎年増加しており、平成30年度は1,743人となっています。

一方、幼稚園入園者数は減少傾向にあり、平成30年度には、幼稚園入園者数より保育園入園者数が多くなっています。

■ 保育園・認定こども園・幼稚園の入園状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 保育園 公立園数 | 園 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 保育園 私立園数 | 園 | 3 | 5 | 8 | 9 | 11 | 11 |
| 保育園 人数 | 人 | 1,449 | 1,567 | 1,623 | 1,724 | 1,743 | 2,402 |
| 幼稚園 私立園数 | 園 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 幼稚園 人数 | 人 | 1,856 | 1,857 | 1,855 | 1,806 | 1,733 | 1,933 |

資料：庁内資料

※認定こども園については、保育園・幼稚園としてそれぞれ算入しています。

(2) 特別保育の実施状況

① 延長保育（時間外保育）

延長保育の利用状況をみると、平成26年度の224人から毎年増加しており、平成30年度では300人となっています。

■ 延長保育の利用状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 実施園数 | 園 | 5 | 7 | 10 | 11 | 14 | 14 |
| 利用人数 | 人 | 224 | 344 | 356 | 357 | 300 | 224 |

資料：庁内資料

② 乳児保育

乳児保育の利用状況をみると、平成26年度の404人から毎年増加しており、平成30年度では596人となっています。

■ 乳児保育の利用状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 実施園数 | 園 | 12 | 15 | 18 | 19 | 22 | |
| 利用人数 | 人 | 404 | 469 | 508 | 548 | 596 | 1,057 |

資料：庁内資料

③ 一時預かり保育

一時預かり保育の利用状況をみると、保育園での利用者は平成26年度の4,029人から増加傾向にあり、平成30年度では5,607人となっています。

■ 一時預かり保育の利用状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 幼稚園 実施園数 | 園 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 幼稚園 利用人数 | 人 | 30,122 | 34,319 | 40,055 | 44,787 | 40,970 | 24,500 |
| 保育園 実施園数 | 園 | 4 | 5 | 7 | 8 | 8 | 6 |
| 保育園 利用人数 | 人 | 4,029 | 3,774 | 4,725 | 6,093 | 5,607 | 10,080 |

資料：庁内資料

④ 病児・病後児保育

病児・病後児保育の利用状況をみると、平成26年度の692人から増加傾向にあり、平成30年度では772人となっています。

■ 病児・病後児保育の利用状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 施設数 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 延べ利用人数 | 人 | 692 | 692 | 741 | 726 | 772 | 1,227 |

資料：庁内資料

(3) 子育て支援に関する事業の実施状況

① 地域子育て拠点事業

地域子育て拠点事業の利用状況をみると、平成26年度の43,346人から減少傾向にあり、平成30年度では36,369人となっています。

■ 子育て短期支援の利用状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 述べ利用者数 | 人 | 43,346 | 38,101 | 39,667 | 37,892 | 36,369 | 28,217 |
| 実施箇所 | か所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

資料：庁内資料

② 子育て短期支援（ショートステイ）

子育て短期支援（ショートステイ）の利用状況をみると、平成29年度から1人で横ばいとなっています。

■ 子育て短期支援の利用状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 施設数 | か所 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 利用人数 | 人 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 | 5 |

資料：庁内資料

③ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センターの利用状況をみると、小学校就学前の利用人数は毎年減少しており、平成30年度では878人となっています。

一方、小学生の利用人数は平成28年度までは減少していましたが、平成29年度以降は増加に転じています。

■ 子育て援助活動支援事業の利用状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|--------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 小学校就学前延べ利用人数 | 人 | 1,984 | 2,509 | 1,855 | 1,302 | 878 | 1,421 |
| 小学生延べ利用人数 | 人 | 3,310 | 3,196 | 3,066 | 3,198 | 3,432 | 1,494 |
| 合計 | 人 | 5,294 | 5,705 | 4,921 | 4,500 | 4,310 | 2,915 |

資料：庁内資料

④ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査の受診状況をみると、高い受診率を維持しています。

■ 妊婦健診の受診状況

| 項目 | 単位 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 第一期計画 (H30) |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|------------|----------------|
| 受診対象者数 | 人 | 1,060 | 1,057 | 1,033 | 1,017 | 958 | |
| 延べ受診者数 | 人 | 13,892 | 14,787 | 14,253 | 13,517 | 13,048 | 14,560 |
| 受診率 | % | 93.6 | 99.9 | 98.6 | 94.9 | 97.3 | |

資料：庁内資料

⑤ 産婦健康診査事業

平成29年度から開始した産婦健康診査の受診状況をみると、平成30年度では増加しています。産婦健康診査の受診状況をみると、毎年高い受診率を維持しています。

■ 産婦健診の受診状況

| 項目 | 単位 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 第一期計画 (H30) |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|------------|----------------|
| 受診対象者数 | 人 | - | - | - | 843 | 958 | 1,040 |
| 受診率 | % | - | - | - | 91.7 | 99.7 | |

資料：庁内資料

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の状況をみると、毎年高い訪問率を維持しています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の状況

| 項目 | 単位 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 第一期計画 (H30) |
|------|----|------------|------------|------------|------------|------------|----------------|
| 訪問人数 | 人 | 997 | 1,022 | 1,007 | 972 | 965 | 1,029 |
| 訪問率 | % | 98.8 | 98.3 | 97.4 | 96.4 | 98.1 | |

資料：庁内資料

⑦ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の状況をみると、訪問世帯数は毎年減少しており、平成30年度では**3世帯**となっています。

■ 養育支援訪問事業の状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|-------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 訪問世帯数 | 世帯 | 15 | 8 | 8 | 3 | 3 | 15 |

資料：庁内資料

(4) 放課後児童クラブ等の状況

放課後児童対策事業の状況をみると、利用者数は増加傾向にあり、平成30年度では**749人**となっています。

■ 放課後児童クラブ等の状況

| 項目 | 単位 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 第一期計画(H30) |
|-------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 利用者数 | 人 | 594 | 576 | 635 | 651 | 749 | 753 |
| 公設児童クラブ施設数 | か所 | 5 | 3 | 2 | 8 | 8 | 9 |
| 民間児童クラブ施設数 | か所 | 10 | 14 | 15 | 18 | 19 | 19 |
| 放課後子ども教室施設数 | か所 | 4 | 6 | 7 | 9 | 9 | 9 |

資料：庁内資料

3 アンケートからみられる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本計画の策定に向けて「量の見込み」を算出するために、小学校就学前児童及び小学生の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向等、子育て支援に関するニーズ等を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査の実施状況

市内に在住する小学校就学前児童及び小学生児童を持つ保護者を対象に、住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送による配布・回収により調査を実施しました。(平成30年11月実施)

③ 回収結果

| 項目 | 単位 | 小学校就学前児童の保護者 | 小学生の保護者 |
|-------|----|--------------|---------|
| 配布数 | 件 | 1,000 | 1,000 |
| 有効回収数 | 件 | 586 | 609 |
| 有効回収率 | % | 58.6 | 60.9 |

④ 調査結果の表記に関する注意事項

○調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。また、複数回答が可能な設問では、各設問の割合の合計が100%を超える場合があります。

○奇数となる実数は、「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

○図表中ではスペースの都合で選択肢名等を一部省略している場合があります。

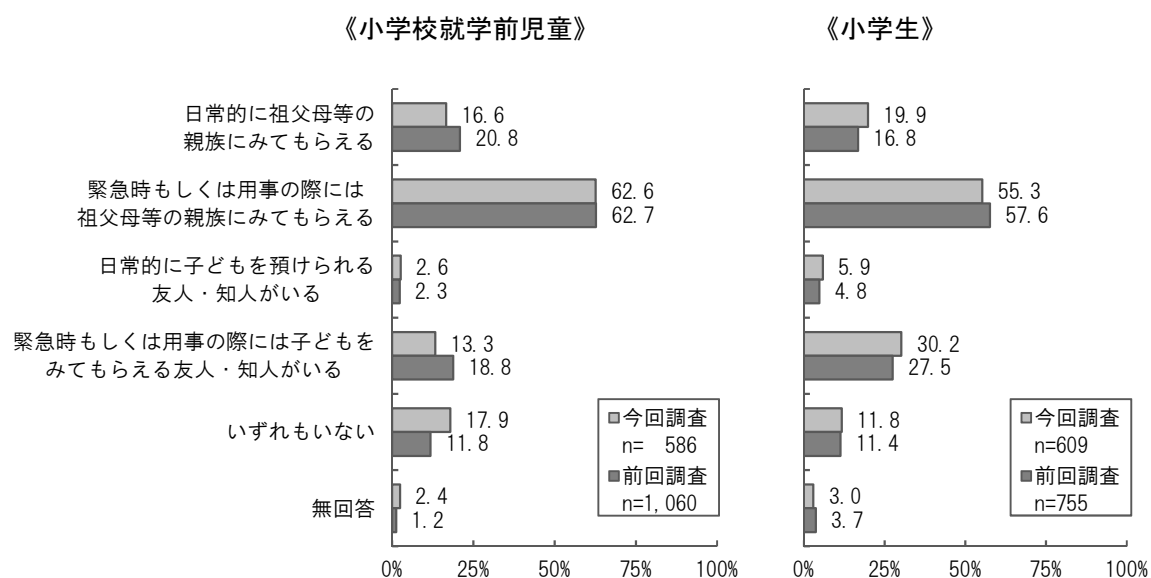
(2) お子さんご家族の状況

① 主な親族等協力者の状況

主な親族等協力者の状況をみると、小学校就学前児童・小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、小学校就学前児童では「いずれもない」と回答した割合が6.1ポイント高くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況

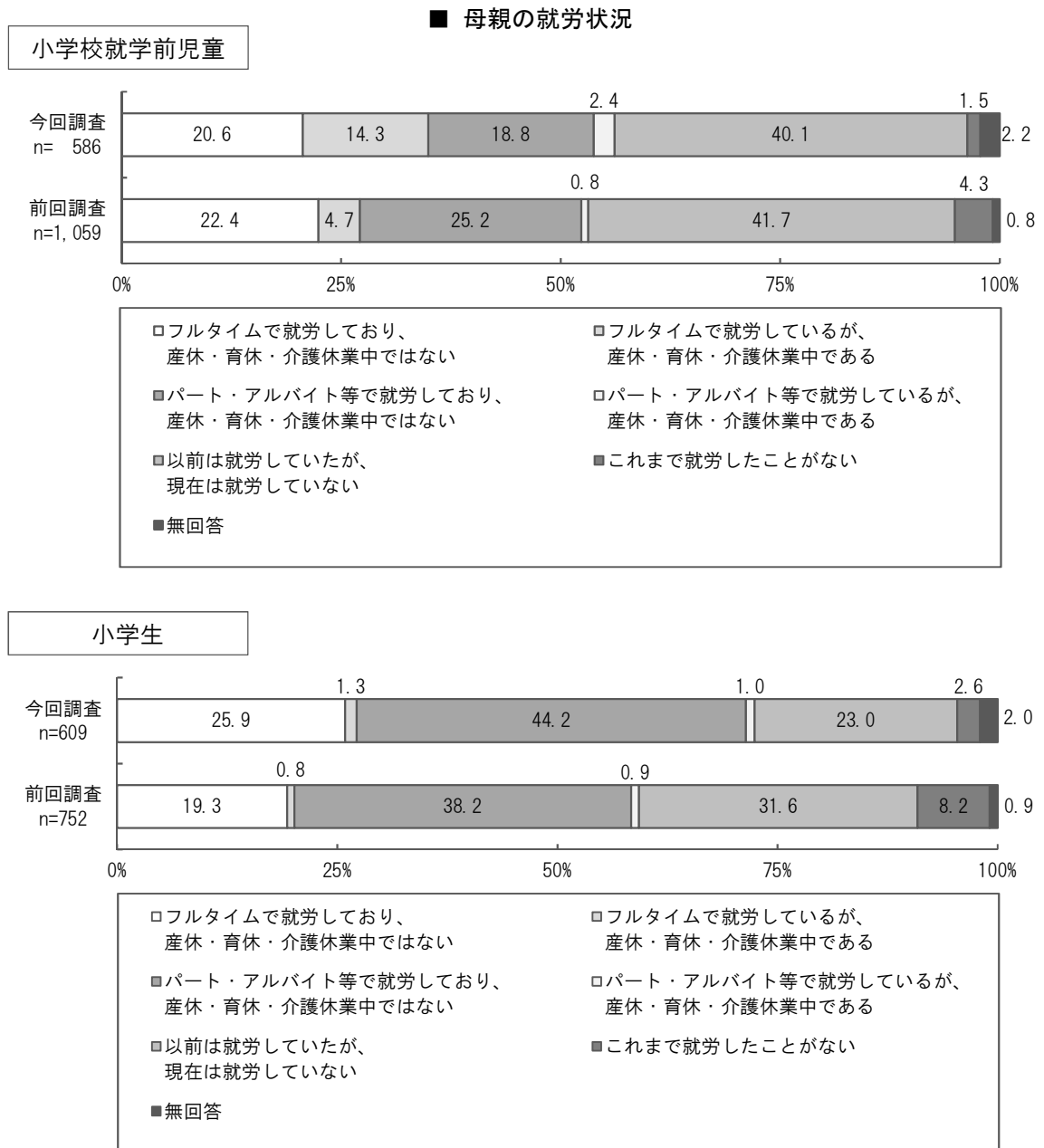


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

② 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、小学校就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、小学校就学前児童ではフルタイム、パート・アルバイト等を問わず「産休・育休・介護休業中である」と回答した割合が高くなっています。



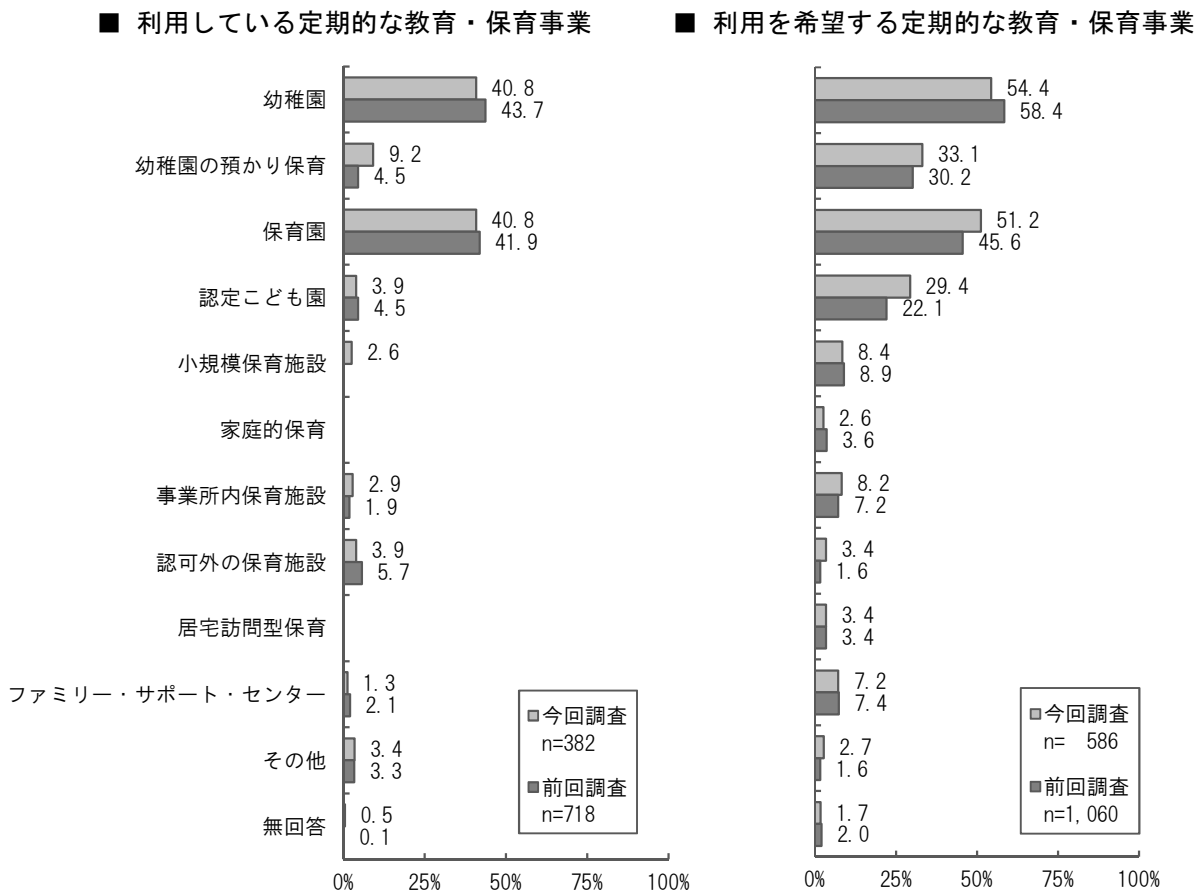
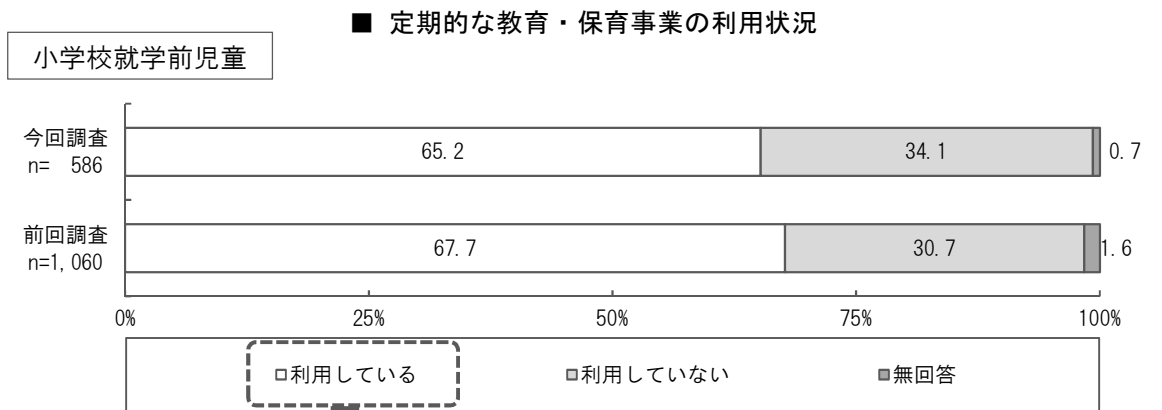
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を利用している方は65.2%となっています。利用中の事業をみると、ほとんどの方が「幼稚園」もしくは「保育園」を利用しています。

また、利用の有無を問わず利用を希望する定期的な教育・保育事業は「幼稚園」と回答した割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、「保育園」「認定こども園」と回答した割合が5ポイント以上高くなっています。



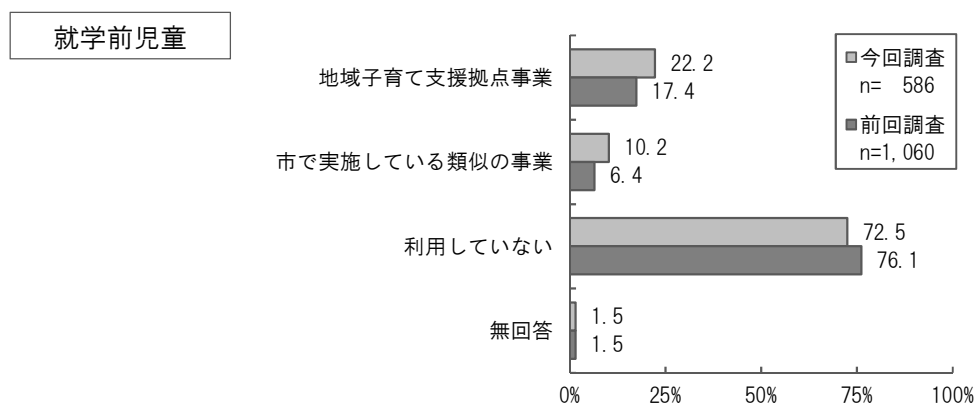
(4) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「利用していない」と回答した割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、「地域子育て支援拠点事業」を利用している割合が4.8ポイント高くなっています。

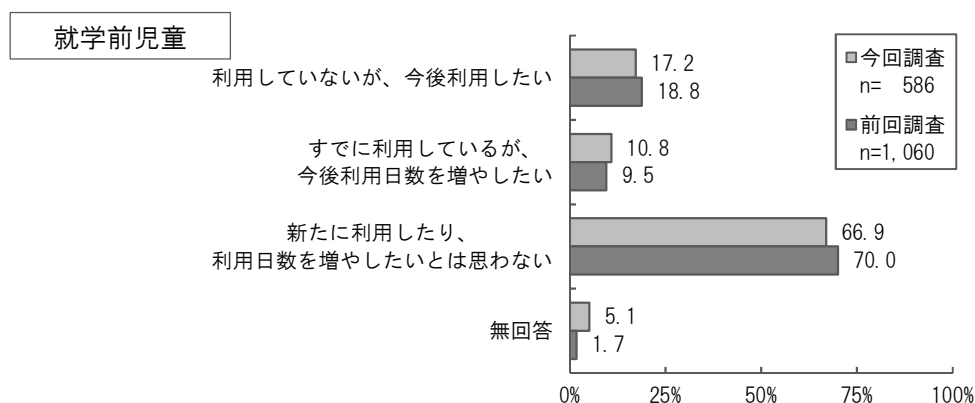
また、地域子育て支援拠点事業の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答した割合が最も高くなっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

■ 地域子育て支援拠点事業の利用意向

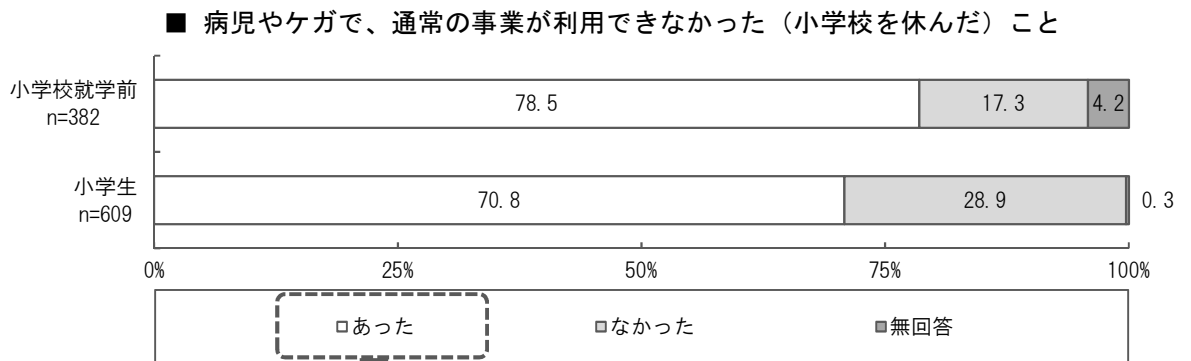


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

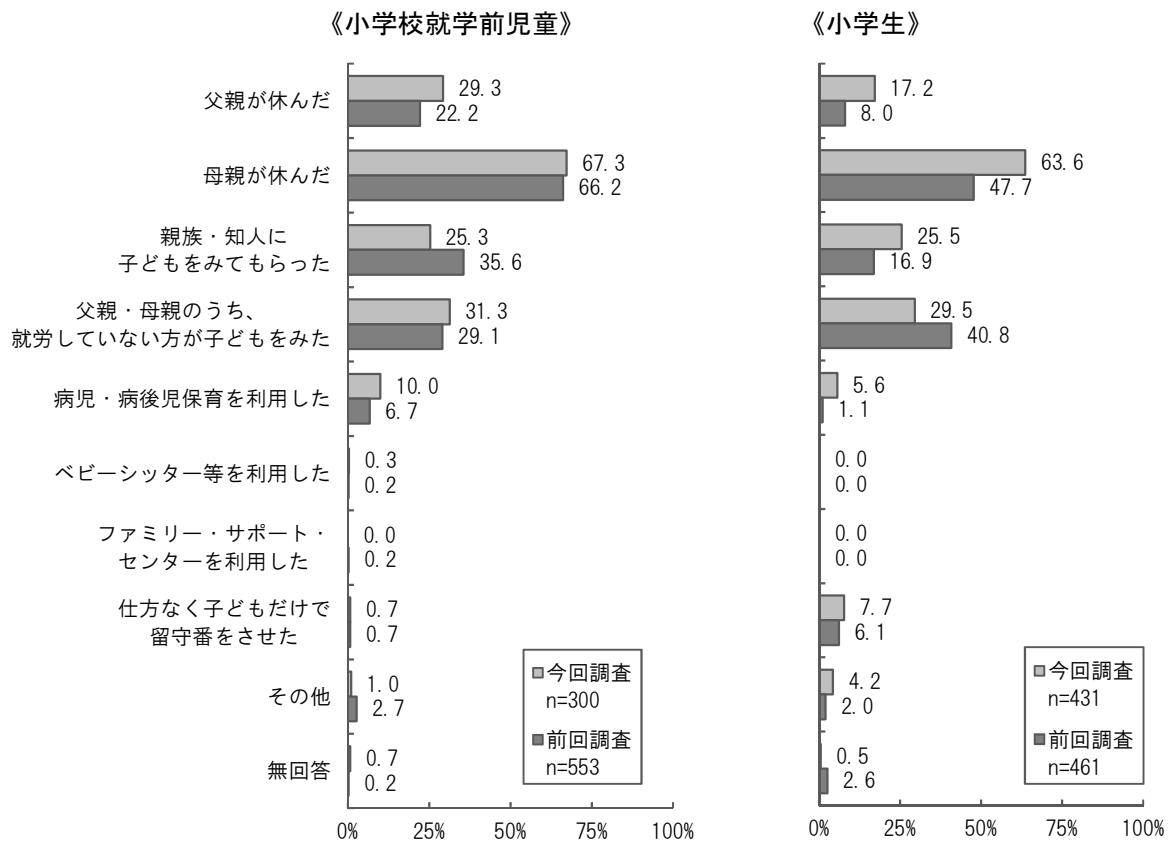
(5) お子さんが病気の際における対応

病気やケガで通常の事業を利用できなかった（小学校を休んだ）ことが「あった」方は、小学校就学前児童・小学生ともに7割を超えています。この1年間における対処方法をみると、小学校就学前児童・小学生ともに「母親が休んだ」割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、小学校就学前児童では「親族・知人に子どもをみてもらった」と回答した割合が10.3ポイント低くなっています。



■ この1年間における主な対処方法

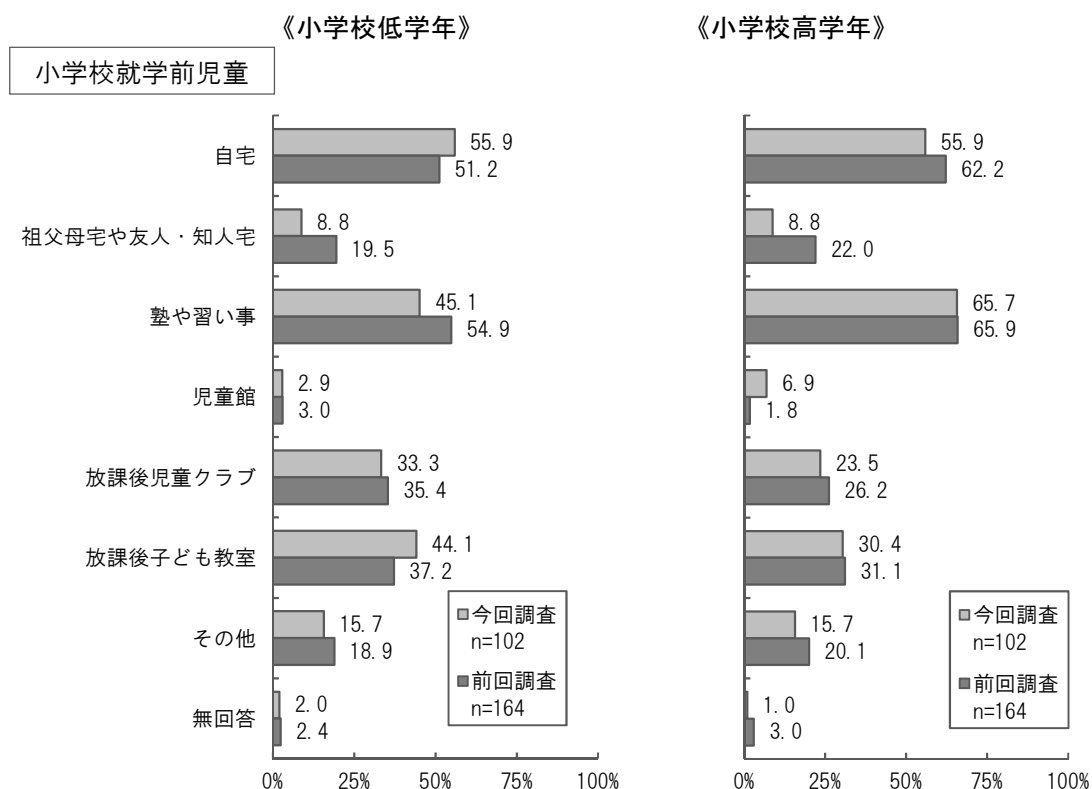


(6) 小学校就学後における放課後の過ごし方の希望

放課後の過ごし方の希望をみると、小学校低学年は「自宅」、小学校高学年は「塾や習い事」と回答した割合が最も高くなっています。

前回調査結果と比較すると、小学校低学年・小学校高学年ともに「祖父母宅や友人・知人宅」と回答した割合が10ポイント以上低くなっています。

■ 放課後の過ごし方の希望



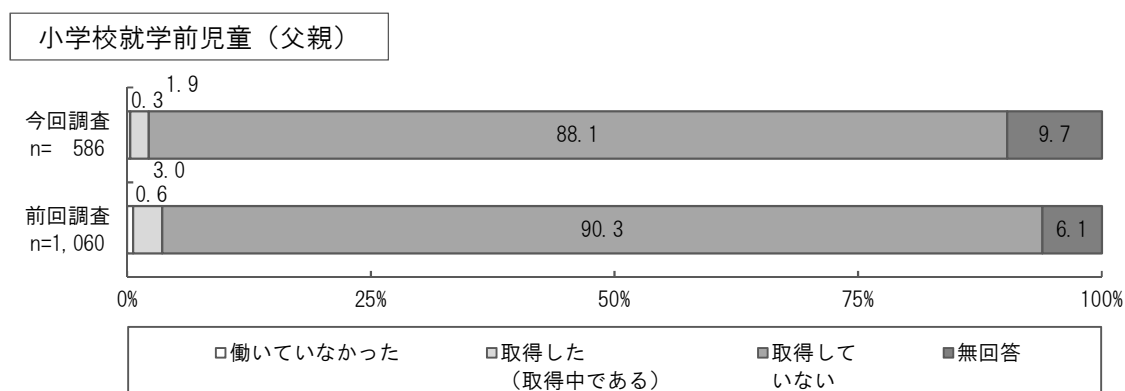
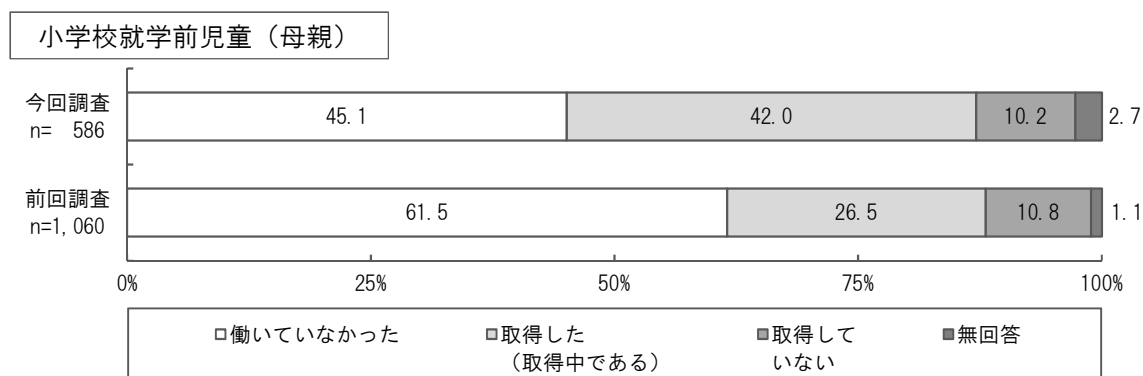
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(7) 育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況を見ると、「取得した（取得中である）」母親は42.0%、父親は1.9%となっています。

前回調査結果と比較すると、母親は「取得した（取得中である）」と回答した割合が15.5ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況

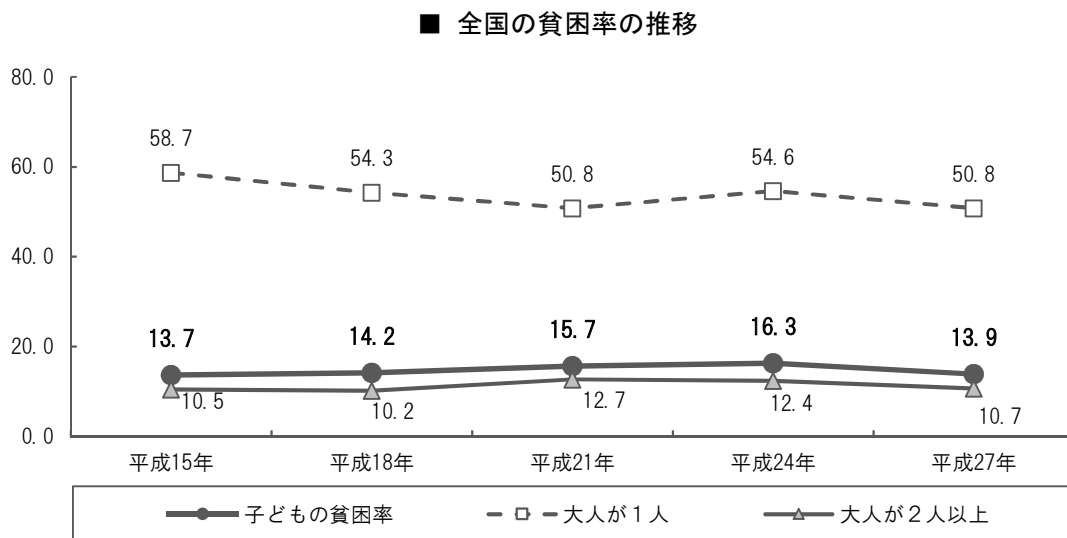


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子どもの貧困率

(1) 全国の子どもの貧困率の状況

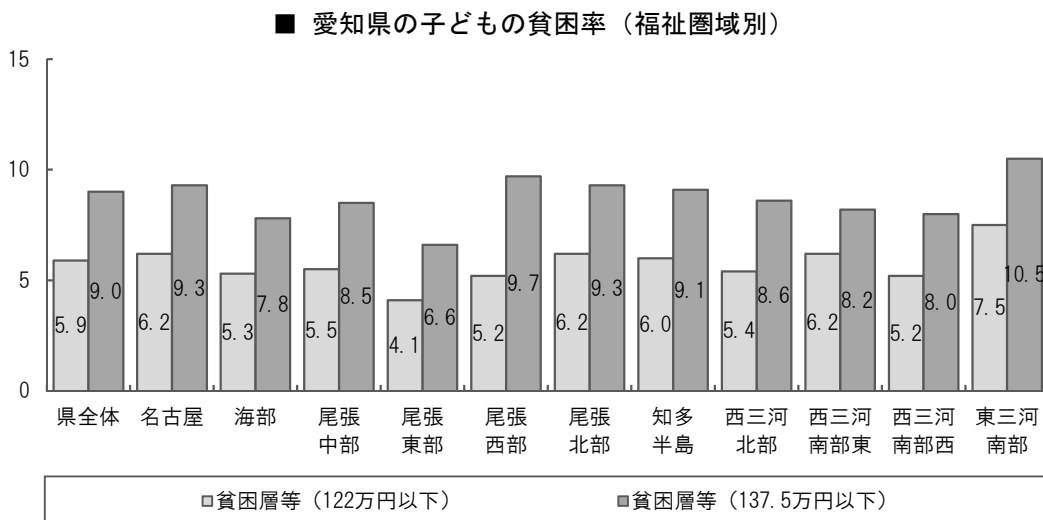
平成28年国民生活基礎調査によると、全国の子どもの貧困率は平成24年をピークに減少しており、平成27年は13.9%と、およそ7人のうち1人の子どもが平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況となっています。



資料：国民生活基礎調査

(2) 愛知県の子どもの貧困率の状況

平成29年愛知県子ども調査によると、愛知県の子どもの貧困率は5.9%となっています。福祉圏域別では、本市が含まれる尾張東部の貧困率は他の圏域に比べて低く、東三河南部は他の圏域に比べて高くなっています。



資料：愛知県子ども調査（平成29年）

5 施策の進捗評価

第一期計画における5つの基本目標の取り組みに対して、以下のとおり評価しました。

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

女性の社会進出の増加に伴い、子育て家庭が安心して働くことができるよう、保育園等の新規開設や放課後こども教室の全校開設を行う等、計画的な整備を推進し、利用者の利便性の向上、子どもの居場所を確保してきました。

また、保育の質の確保が図られるよう民間保育施設を含む保育園等に対して、巡回指導員による巡回指導において、保育内容（処遇・環境・衛生等）を確認し、必要な助言・指導を行っており、引き続き質の向上に取り組む必要があります。

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

子育て世代の転入が多い本市においては、地域におけるつながりが希薄となっていることから、地域の子育て力を強化できるよう、子育てサークルやボランティアグループの支援に継続的に取り組み、親子の交流、地域における友だちづくりの場を提供してきました。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう、「子育て世代包括支援センター（愛称：ひよこテラス）」として、保健センターと子育て総合支援センターにコーディネーターを配置し、必要な支援の情報提供に努めています。

基本目標3 安心して出産し、母子ともに健康に暮らせる環境づくり

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、パパママ教室等両親ともに参加できる学習の機会を提供し、参加者へのアンケートからは高い満足度を得ることができました。

また、子どもの発育や発達を確認するため、乳幼児健康診査の充実を図るとともに、子育てに対する不安を軽減できるよう相談に対応し、受診率は目標値を維持することができました。

さらに、「次代の親」の育成の観点から、中学生と乳幼児がふれあう機会を設けることに努め、子どもたちが子育ての楽しさや大変さ、命の大切さを学ぶ機会の提供に努めています。

基本目標4 親と子の学びと育ちを促すまちづくり

子どもを大切にすまちづくりの実現を目指すため、「日進市未来をつくる子ども条例」を制定し、本市の連携大学の学生とともに、普及・啓発に努め、子ども達が「子どもの権利」に対し関心を深める機会となりました。

また、子どもの健全な育成を推進していくため、いじめや非行の防止に向けた取り組みを行うとともに、関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めています。

基本目標5 要保護児童等に対する総合的な支援の仕組みづくり

虐待を受けている子どもや様々な課題を抱えている子どもの早期発見・早期解決を図るため、ネットワーク会議において地域の関係機関が連携し、見守りが必要な家庭に対して相談支援や経済的支援など、個別の家庭にに応じて適切な支援を行って来ました。

また、発達が気になる就学前児童とその保護者に対して、早期の療育的介入や保護者が児童の特性に応じた関わり方を学ぶ場となるよう、親子教室を開催するなど、相談支援・情報提供の充実に努めましたが、変化するニーズに応えられようよう支援内容をより充実させていく必要があります。

また、小学校・中学校において、障害や疾病等で支援を必要とする子どもが年々増加しているため、補助教職員の人員配置等配慮に努めていく必要があります。

6 本市の子ども・子育てを取り巻く課題

本市の現状やアンケート結果、第一期計画の施策進捗評価からみた課題を挙げました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 子育てと仕事の両立に向けた支援の充実

アンケート結果をみると、母親が就労している家庭が増え、また就労形態もパートタイムからフルタイムに転換を希望する方が少なくない状況がうかがえます。

子育て家庭において、子育てと仕事の両立が実現できるよう、仕事をしながらの子育てをサポートする支援をより一層充実させるとともに、安心して子育てができる環境づくりが求められます。

課題2 子どもたちや子育て世帯を取り巻く環境の整備

アンケート結果をみると、子育てに関して親族や知人の協力を得られない方が増えていることや身近に相談できる相手がいないこと等、子育てに不安や負担を感じている保護者が少なくない状況がうかがえます。

また、女性の社会進出を背景に母親が就労している家庭が増加している一方で、父親・母親のどちらかは子育てに専念している家庭も多く、子育て家庭のニーズは多様化している状況もうかがえます。

すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込まずに安心して子育てができるよう、子育て家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が求められます。

課題3 子どもが学びや体験を通じ豊かな人間性を育むための支援

アンケート結果をみると、子育て家庭が今後の保育・幼児教育において重要だと思うこととして、「遊びを通じた豊かな体験」「集団生活のルールや決まり等社会性の育成」「仲間・友達づくり」等が上位に挙げられています。

子どもたちが成長とともに豊かな人間性を育てていくために、遊びや自然体験・社会体験等の体験を通して様々な人々と交流することにより、自ら学び、考え、行動できる教育環境の充実が求められます。

課題4 社会的な支援を必要とする子どもやその家庭に対する支援の充実

乳幼児健診において、「継続支援」となった子どもに対して、早期療育支援のさらなる体制整備が課題となっています。

障害児や不登校児童、ひとり親世帯の子ども等配慮や支援を必要とする子どもを含め、すべての子どもが健やかに成長できるよう各々が抱える課題や状況に応じた支援の充実が求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第5次日進市総合計画では、「いつまでも暮らしやすいみどりの住環境都市」を基本理念とし、子育て・子育て支援分野においては、「子どもを安心して生み育てることができる地域環境」と「すべての子どもの心と身体の健やかな育ち」を将来像として掲げています。

また、日進市未来をつくる子ども条例では、子どもが生まれながらに当たり前持っている、子どもの成長に必要なもの・大切なもの（子どもの権利）を大人が再確認するとともに、子ども自身が認識し、互いに尊重し子どもが生き生きと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定め、子どもを大切にすまちづくりの実現を目指しています。

本計画はこれらの趣旨を前提とするとともに、第一期計画の基本理念を継承し、これまでの取り組みをさらに強化・充実する観点から、『にっしん、いいね！輝く子ども あふれる笑顔 支えあい、育ち合うまち』を基本理念として掲げます。

子育てへの不安や負担が高まる中、親自身が親としての成長を感じ、子ども達がすくすく育っていくことによるこびを感じる事ができる支援をし、さらに地域、企業等が一体となり子どもの育ちを支える仕組みづくりや機会を充実させることで、地域社会全体が子ども達を育てていくことに幸せを感じる子育て環境を整えていきます。

また、子ども達自身もそのよろこびや幸せを感じとり、生き生きと成長できる機会の提供や環境を整えることで、自己肯定感が育まれる、笑顔があふれるまちづくりを目指していきます。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、6つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

安心して子育てをするためには、子育て家庭のニーズに応えられるサービスの充実が必要です。近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及等により、子育て家庭においても共働きが増えているなか、各種保育・子育て支援サービスの拡充を図ります。

また、男女が互いに尊重し合い、ともに働きながら子育てができるよう、男性に対する子育て参加の一層の促進を図ります。

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

子育て家庭の様々なニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制等、地域全体で子育てへの支援を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、経済的支援の維持に努めます。

基本目標3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

妊娠・出産・子育て・保育等の、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の充実を図り、母子ともに健康に暮らせる環境づくりとともに、子どもの発育・発達の問題及び保護者の育児不安等の早期発見・支援に取り組みます。

基本目標4 子の学びと育ちを親と共に促すまちづくり

子どもの権利が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、日進市未来をつくる子ども条例を通じ、子どもの人権について、普及啓発を図るとともに、児童・生徒が乳幼児とふれあったりするなかで、いのちの大切さを肌で実感するとともに、地域での文化スポーツ活動等を通じ、豊かな人間性の醸成を図ります。

また、子どもたち一人ひとりの個性をのびしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、継続的な教育的支援や教育環境の向上、地域と連携した学校運営に取り組みます。

基本目標5 すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する仕組みづくり

虐待の発生防止や早期発見・支援のため、地域や関係機関とより一層の連携を図るため、相談体制を強化し、障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、不登校児童等、配慮の必要な子どもや保護者に対して、継続的な支援を充実するとともに、居所不明児童の把握に努めます。

また、発達に心配のある子どもに対し、早期発見・支援に取り組むとともに、保健、福祉、医療、教育等の連携を一層推進し、保護者への支援を含めた療育支援体制の充実に努めていきます。

基本目標6 子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり

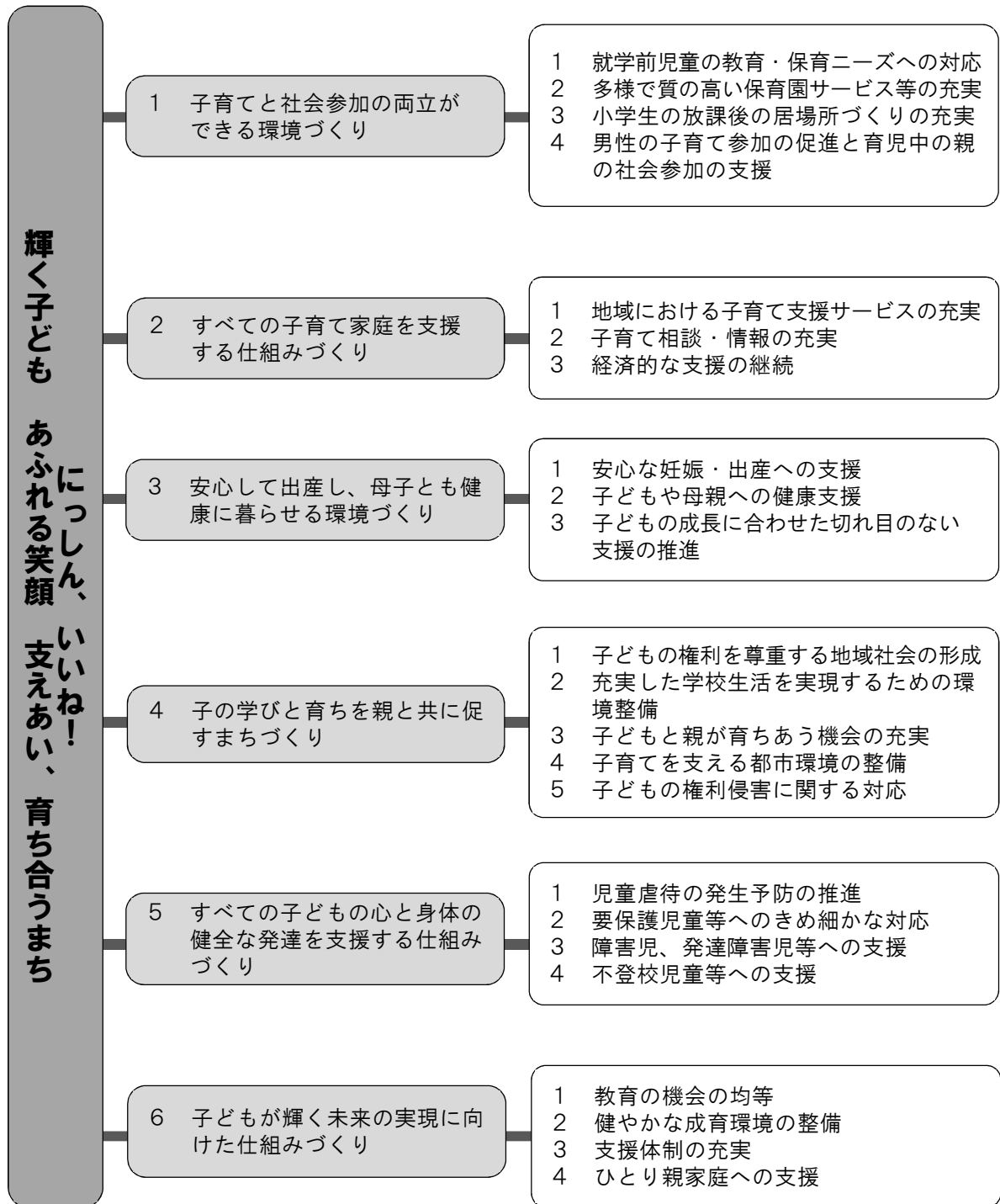
すべての子どもが不安を感じることなく過ごすことができる居場所、様々な経験や体験が学べる場所づくりの充実に努めます。また、経済的な理由等で学習の機会が損なわれることがないよう、学習の機会を提供します。さらに、様々な課題を抱える家庭に対して必要なサービスや支援制度の周知やその活用を促し、保護者の負担軽減を図ります。

3 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《個別目標》



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

個別目標1 就学前児童の教育・保育ニーズへの対応

充実した幼児教育の提供や成長に必要な体験の機会が提供されるよう、幼稚園への支援を行うほか、預かり保育の実施や障害児の受入れに対し支援します。

また、今後の幼児教育・保育へのニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行支援、新たな就学前施設の誘致や開所支援を進めるほか、私立幼稚園との連携を強化します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|---------------------------|--|--------------|--------------|----------------|
| 幼稚園補助 | 引続き充実した幼児教育が実施されるよう支援を行うとともに、認定こども園への移行を促します。 | 6園 (市内園数) | 3園 (市内園数) | こども課 |
| 幼稚園協会との連携 | 定期的な会議の他、随時会議を開催する等、幼稚園との連携の強化を図ります。 | 実施 | 実施 | こども課 |
| 民間認可保育所支援 | 充実した保育事業が実施できるよう必要な支援を行います。 | 6園 (市内園数) | 9園 (市内園数) | こども課 |
| 民間認可外保育所支援 | 市民が利用している認可外保育所に対し、利用者の負担軽減や充実した保育の実施のための支援を行います。また、休日及び夜間保育の実施園に対し、支援を行います。 | 4園 (対象園数) | 5園 (対象園数) | こども課 |
| 認定こども園整備支援 | 3歳未満児の保育ニーズや3歳以上児の教育・保育ニーズに対応するため、認定こども園の整備に対し、国・県の制度に基づいた支援を行います。 | 0園 (実施園数) | 2園 (実施園数) | こども課 |
| 保育所等の入所選考の迅速化と施設利用の利便性の向上 | 入所選考を公平かつ正確で迅速に行ったり、保育所や子育て支援施設等において、利用者の利便性を向上させるため、AIやICT、IoTの導入を検討します。 | | 実施 | 子育て支援課 こども課 |

個別目標 2 多様で質の高い保育園サービス等の充実

年々増加する保育園入園希望に対応するため、民間の参入を含め、受入定員の拡大を図ります。併せて、必要な保育士を確保するとともに、質の向上に努めます。また、民間保育施設とも連携し、休日保育や夜間保育等の多様化する保育ニーズに対応するとともに、利用ニーズの高い一時保育について、事業の充実を図ります。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-------------------------|--|------------------|------------------|------|
| 普通保育 (3歳以上児保育) | 入園希望児童数に応じた定員数を確保します。 | 1,435人 (定員数) | 1,768人 (定員数) | こども課 |
| 特別保育 (3歳未満児保育) | 特に利用ニーズの高い3歳未満児の受入に対応するため、民間保育施設と連携し、受入園児数の拡大に努めます。 | 837人 (定員数) | 1,256人 (定員数) | こども課 |
| 一時保育(保育園) | 利用ニーズに応じ、実施園数を拡大します。 | 8園 (実施園数) | 9園 (実施園数) | こども課 |
| 延長保育 (時間外保育事業) | 利用ニーズに対応するため、民間保育施設と連携し、夜6時30分を超えた延長保育実施園を増加します。 | 14園 (実施園数) | 17園 (実施園数) | こども課 |
| 休日・夜間保育 | 利用ニーズに応じ、民間保育施設と連携し、休日及び夜間保育を行います。 | 3園 (実施園数) | 3園 (実施園数) | こども課 |
| 小規模保育事業 | 0～2歳の低年齢児の保育の量的拡充を図るため、少人数(定員6～19人)を対象に、きめ細かな保育を行う民間事業者の参入を進めます。 | 5園 (実施園数) | 12園 (実施園数) | こども課 |
| 保育園の環境整備 | 園児が安全に利用できるよう計画的な施設環境の維持に努めます。 | 実施 | 実施 | こども課 |
| 保育士の資質向上 | 様々な研修機会を通し、保育士の質の向上に努めます。特に障害児への対応など専門性の向上にも努めます。 | 実施 | 実施 | こども課 |
| 新 幼児教育アドバイザーの配置 | 保育園、小規模事業所、認可外施設を巡回訪問し、保育内容や施設管理等についてアドバイスを行います。 | 138回 (延べ訪問回数) | 250回 (延べ訪問回数) | こども課 |
| 新 公立保育施設再整備計画の推進 | 建築から年数の経過した公立保育施設の計画的な再整備を進めるため、管理運営体制も含めた計画を策定し進めていきます。 | | 実施 | こども課 |
| 新 拠点園の設定 | 民間保育所を含めた市内保育施設の質的向上を進めるため、公立保育園に拠点園を設定し、研修や巡回指導といった機能の強化を進めます。 | | 2園 | こども課 |

個別目標3 小学生の放課後の居場所づくりの充実

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を基本として放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に取り組みます。

なお、待機児童対策については、既存施設の有効活用や民間事業者の参入を図ること等で定員の拡大を図ります。

また、放課後児童健全育成事業の実施場所として利用している公共施設の中には、建築から数十年が経過している施設もあることから、安定的に事業が実施できるよう適正な維持管理に努めます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|---------------------------|---|----------------|----------------|--------|
| 民間児童クラブ支援 | 補助金の交付による支援を図り、定員数の拡大を図ります。 | 614人 (定員数) | 775人 (定員数) | 子育て支援課 |
| 民間児童クラブ誘致 | 民間児童クラブの参入を促し、児童クラブニーズに対応します。 | 19箇所 (クラブ数) | 25箇所 (クラブ数) | 子育て支援課 |
| 放課後児童クラブ (放課後子ども総合プラン) | 放課後子ども総合プランと位置づけており、放課後子ども教室と合わせて、既存施設の有効活用を図り適正な管理運営を行います。 | 200人 (定員数) | 300人 (定員数) | 子育て支援課 |
| 放課後子ども教室 (放課後子ども総合プラン) | 放課後子ども総合プランと位置づけており、放課後児童クラブと合わせて、適正な管理運営を行います。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 |

個別目標4 男性の子育て参加の促進と育児中の親の社会参加の支援

多様な利用希望に対応するため、保育園や児童クラブ等の定例的な預かりサービスを補完するサービスを充実させ、それらのサービスを円滑に実施するため、地域における担い手の育成に努めます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------------------|--|------------------|------------------|--------|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 依頼会員の多様なニーズに対応するため、援助会員の確保（依頼会員の45%以上）を進めます。 | 38.3% (援助会員率) | 45% (援助会員率) | 子育て支援課 |
| 病児病後児保育 | 病児病後児を安心して預けられる場を提供します。 | 772人 (利用者数) | 1,000人 (利用者数) | こども課 |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 保護者の入院等のため、一時的に児童を養育できなくなる期間、児童施設で預かります。 | 9日 (利用日数) | 30日 (提供量) | 子育て支援課 |
| 事業での託児機能の設置 | 市が開催する講演会等に、託児等の子育て中の保護者が参加しやすい環境づくりに配慮します。 | 実施 | 実施 | 各課 |

核家族化や両親共働き世帯が増加する中、従来以上に両親が協力して子育てを行う必要があるため、男性がより積極的に子育てに参加できるよう、子育て支援講座や親子参加型イベントを実施するとともに、県と協力し、啓発を行います。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|--|--|----------------|---------------|----------------|
| 父親向け子育て講座 | 土曜日等父親が参加しやすい環境で子育てに関する講座等を開催します。 | 356組 (参加組数) | 500組 (提供量) | 子育て支援課 |
| 男女共同参画パートナーシップ事業 | 土曜日等男性が参加しやすい環境で家事や子育てに関する講座等を開催します。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 |
| 父親向け子育て応援アプリの啓発 | 母子健康手帳交付時に、「子育てハンドブック お父さんダイスキ」を周知します。 | 実施 | 実施 | 健康課 |
| 企業・団体等に対するワーク・ライフ・バランスの働きかけ 【男女プラン掲載事業】 | ワーク・ライフ・バランス実現への取り組みや両立支援策などのチラシを人権・男女共同参画情報コーナー等に設置します。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 産業振興課 |
| 育児休業制度の利用促進 【男女プラン掲載事業】 | ホームページや人権・男女共同参画情報コーナー、人権・男女共同参画情報誌等で情報提供します。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 産業振興課 |

基本目標2 すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

個別目標1 地域における子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援活動の充実を図るとともに、その活動の周知に努めます。
また、民生委員・児童委員の協力や地域の支え合いの仕組みによって、支援が必要な家庭の早期発見に努めます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------------------|---|-----------------|-----------------|------------------|
| はぐみんカード (子育て家庭優待事業) | 商工会と協力し、協賛店の拡大に努めます。 | 138店舗 (協賛店) | 160店舗 (協賛店) | 子育て支援課 |
| 子育てサークル活動支援 | サークル交流会や活動拠点の提供等のサークル活動の支援、サークル立上げ支援を行います。 | 19団体 (団体数) | 23団体 (団体数) | 子育て支援課 福社会館 |
| 子育てボランティアの育成支援 | 子育てボランティア、NPOの育成及びスキルアップに向けた支援を行います。 | 68団体 (団体数) | 70団体 (団体数) | 市民協働課 社会福祉協議会 |
| 児童館等の利用 | 子育てサークルの活動の場を提供します。 | 実施 | 実施 | 福社会館 |
| 民生委員・児童委員の活動支援 | 地域での福祉の担い手としての活動を支援します。 | 実施 | 実施 | 地域福祉課 |
| 赤ちゃんの駅 | 外出時に、授乳やおむつ替えのできる場所を「赤ちゃんの駅」として登録・提供してもらうとともに、利用の周知を図ります。 | 25箇所 (登録施設数) | 30箇所 (登録施設数) | 子育て支援課 |

地域の子育て支援拠点である児童館^{*}や子育て支援センターの事業について、各機関の連携を強化し、より多くの子育て家庭が利用できるようにします。

また、地域で子育てに対する不安の軽減やストレスの解消につながるよう、保護者のリフレッシュを目的とした事業を実施し、精神的な疾病になることを予防します。

※本市では各福社会館内に複合施設として児童館が設置されています。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|----------------------------|--|-------------------|-------------------|--------|
| 子育て支援センター (子育て総合支援センター) | 子育て中の親子の孤立化を防止するため、親子で自由に過ごせる場を設けるとともに、親子教室や子育て講演会、出張ひろば、子どもの発達について相談できる親子教室等を開催します。 | 25,739人 (利用者数) | 26,552人 (利用者数) | 子育て支援課 |
| 子育て支援センター (日東子育て支援センター) | 保育園の施設を活用し園庭開放や子育て広場、親子教室や子育て講演会を開催したり、子どもの発達についての相談に応じています。 | 7,277人 (利用者数) | 7,400人 (利用者数) | 子育て支援課 |

| | | | | |
|---------------------------------|---|-------------------|-------------------|---------|
| 子育て支援センター (名古屋学芸大学子どもケアセンター) | 大学生との交流を含めた親子の交流の場の提供、親子教室や子育て講演会を開催するとともに、併設の子ども心理相談室で臨床心理士が子育てや子どもの発達に関する相談に応じます。 | 3,353人 (利用者数) | 3,500人 (利用者数) | 子育て支援課 |
| 児童館親子教室 | 各会館において、親子教室を開催します。 | 12,558人 (参加者数) | 13,000人 (参加者数) | 福祉会館 |
| 出張講座 (親支援事業) | 子育て中の保護者がリフレッシュできる講座等を、出張ひろばにおいて行います。 | 241人 (参加者数) | 300人 (提供量) | 子育て支援課 |
| 新 道の駅における子育て支援事業 | 道の駅において、子育て中の親子が自由に過ごせる場を提供します。 | | 実施 | 基幹施設整備室 |

個別目標2 子育て相談・情報の充実

電話相談や家庭児童相談員等による専門的な相談に加え、身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができる、保護者が「ほっ」とできる場を提供します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|---------------|-------------------------------|------------------|---------|--------|
| 家庭児童相談室 | 専門相談員による継続的な相談や訪問を行います。 | 2,208件 (相談件数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 相談機関の情報提供 | 休日や夜間の相談機関や、市以外の相談機関の周知を図ります。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 |
| 子育て支援センター相談業務 | 来所相談に加え、来所できない方への訪問相談を行います。 | 455件 (相談件数) | 実施 | 子育て支援課 |

子育て専用ホームページやスマートフォンアプリケーションにより、子育てサークル活動等民間の子育て支援事業の情報も含め、市内の子育てに関する最新の情報を提供します。

また、母子健康手帳交付時に子育て情報や電子版母子健康手帳の周知を図ります。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|----------------|-----------------------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 広報紙での掲載 | 広報にしんにおいて、月単位の子育て情報を専用ページにて発信します。 | 12回 (発行回数) | 12回 (発行回数) | 子育て支援課 秘書広報課 |
| 子育て専用ホームページの充実 | 子育てホームページ「ふあまっぷ」で最新情報を提供します。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 |
| 子育てバリアフリーマップ | 紙版「ふあまっぷ」の見直しを行うとともに、定期的に発行します。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 |

| | | | | |
|----------|---|--|----|----------------|
| 新 祖父母手帳 | 祖父母世代と子育て世代が協力して子育てに携われるよう現在の子育てに関する情報を提供します。 | | 実施 | 子育て支援課 |
| 新 子育てアプリ | 子育て家庭を対象に、スマートフォン等を利用した最新情報を提供します | | 実施 | 子育て支援課 こども課 |

個別目標3 経済的な支援の継続

児童手当等法的に定められた手当を確実に受給できるよう、周知の徹底に努めます。
また、制度が変更となる場合は、申請漏れ等がないよう必要な措置を講じます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------|---|----------------------|---------|--------|
| 児童手当支給制度 | 手当を円滑かつ確実に支給できるよう事務を進めます。また、制度の周知に努めます。 | 8,816人 (児童手当受給者数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 子ども医療費助成制度 | 医療費の負担軽減のため、助成制度を継続します。 また、年齢の拡大などについて検討します。 | 16,007人 (助成者数) | 実施 | 保険年金課 |
| 新 幼児教育無償化 | 3歳以上児の教育・保育にかかる費用(実費にかかる部分を除く)を無償化します。 | | 実施 | こども課 |

基本目標3 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

個別目標1 安心な妊娠・出産への支援

妊娠や出産に関する正しい知識を提供するとともに、妊娠中の心得や出産に向けた準備等について、両親ともに参加できる学習の機会を提供し、安心して出産を迎えられるようにします。

また、出産後の手続きや子育てに関して、必要な情報が適時取得できるようにします。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------------|--|----------------|-----------------|--------|
| 母子健康手帳交付 | 教室又は窓口にて出産後の手続き、制度の紹介、妊娠中の生活のポイント等を情報提供します。 | 958人 (交付者数) | 1,012人 (提供量) | 健康課 |
| マタニティ教室 | 妊娠中の生活、出産時のリラックス法、家族計画等の講話や交流会等を行います。 | 115人 (参加者数) | 150人 (提供量) | 健康課 |
| パパママ教室 | 父親の積極的な育児参加を促すため、学習の機会を提供します。 | 402人 (参加者数) | 450人 (提供量) | 健康課 |
| 祖父母のための赤ちゃんおフロ教室 | 孫が誕生する予定の方に、新生児のおふろの入れ方を体験する機会や育児の情報を提供します。 | 19人 (参加者数) | 20人 (提供量) | 健康課 |
| 育児教室 | 妊婦の方を対象に、産後のケアや赤ちゃんのお世話の仕方等を学習する機会を提供します。公共施設や各地域に出張して情報提供や相談を実施します。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 |

妊娠や出産に対する経済的なリスクを軽減するため、受診や出産に係る費用の一部を支援します。なお、少子化対策の一環として、不妊治療費の助成を行います。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-------------|--|----------------|---------------|-------|
| 妊婦健康診査 | 医療機関で受診できる受診票を交付します。 | 97.3% (受診率) | 100% (受診率) | 健康課 |
| 産婦健康診査 | 医療機関で受診できる受診票を交付します。 | 99.7% (受診率) | 100% (受診率) | 健康課 |
| 妊産婦歯科健康診査 | より多くの方が、受診されるよう受診票を交付するとともに、健診の必要性等を啓発します。 | 49.6% (受診率) | 50% (受診率) | 健康課 |
| 出産育児一時金支給制度 | 国民健康保険加入者に対し、出産に係る費用の一部を支給します。 | 70件 (支給件数) | 実施 | 保険年金課 |
| 一般不妊治療費助成 | 一般不妊治療に要した費用の一部を助成します。 | 61件 (申請件数) | 65件 (申請件数) | 健康課 |

個別目標2 子どもや母親への健康支援

すべての子どもが乳幼児健診を受診し、予防接種を望ましい時期に接種できるようにします。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|--------------------|--|-------------------|------------------|-----|
| 乳幼児健康診査 | 3～4か月児、1歳半児、3歳児健診を実施し、成長・発達を確認します。また、保護者に子育て情報を提供し、相談に対応します。 | 98.8% (受診率) | 100% (受診率) | 健康課 |
| 2歳児歯科健診 (フッ素塗布) | 歯科健診を行い、むし歯の予防と食生活に関する情報提供と相談に対応します。 | 71.8% (受診率) | 75% (受診率) | 健康課 |
| おひさま広場 (乳幼児計測日) | 乳幼児の身長・体重を計測し、保護者が子どもの発育を定期的に確認し、保育や食事等の日常生活に生かす機会をつくります。 | 1,773人 (参加者数) | 実施 | 健康課 |
| 子どもの事故防止 | 教室や健診時等に、乳幼児の事故予防の意識啓発を行います。 | 56回 (実施数) | 56回 (実施数) | 健康課 |
| 予防接種 | 予防接種法に基づき定期の予防接種を行い、感染症の予防を推進します。 | 98.3% (麻しん接種率) | 100% (麻しん接種率) | 健康課 |

助産師等の専門職や地域の子育て支援者等が家庭を訪問し、育児相談や子育て情報を提供するとともに、地域で安心して子育てができるよう支援します。

乳幼児健診等の機会に、子育てに対する不安が軽減できるよう相談を実施するとともに、発育・発達の問題の早期発見・早期支援を実施します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-------------------------------------|---|----------------|---------------|-----|
| こんにちは 赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸 訪問事業) | 民生委員・児童委員、主任児童委員等が家庭を訪問し、子育て情報を届け地域で子育てを見守ります。 | 98.1% (訪問率) | 100% (訪問率) | 健康課 |
| 新生児訪問 (乳児家庭全戸 訪問事業) | 新生児等の家庭を助産師や保健師が訪問し、育児相談に対応します。 | 689回 (訪問数) | 700回 (訪問数) | 健康課 |
| 乳幼児にこにこ相談 | 3歳児までの乳幼児の子育て相談に対応します。 | 190人 (参加者数) | 実施 | 健康課 |
| 10か月なかよし 教室 | 子どもの発達・発達を確認するとともに、離乳食や歯科保健、事故予防等の子育て情報を提供し、相談に対応します。 | 52.3% (参加率) | 55% (参加率) | 健康課 |
| ちびっ子教室 | 1歳8か月から3歳までの幼児の発達や育児等の相談に対応します。 | 621人 (参加者数) | 実施 | 健康課 |
| ことばの相談 | ことば、発達、くせ、しつけ等臨床心理士が個別に相談を受けます。 | 103人 (実績) | 実施 | 健康課 |

| | | | | |
|---------------------|--|---------------|---------------|---------------|
| 子育てなんでもコール | 保健師や栄養士が育児の様々な相談に電話で対応します。 | 実施 | 実施 | 健康課 |
| かるがもキッズ(多胎児交流会) | 多胎児の親子・妊婦同士の交流を深めます。多胎児ならではの情報交換の場を提供し手遊びや座談会を実施します。 | 33組 (参加組数) | 実施 | 健康課 |
| ぴよぴよコール(助産師による電話相談) | 助産師が妊娠、出産、育児についての電話相談を行います。 | 98件 (相談件数) | 実施 | 健康課 |
| 養育支援訪問 | 支援を必要とする家庭に対し、育児・家事援助を行います。また、専門の資格を有する者が、継続的に家庭を訪問し、必要な支援を行います。 | 3世帯 (世帯数) | 30世帯 (提供量) | 子育て支援課 健康課 |
| 新 産後ケア事業 | 市が指定する医療機関での宿泊や助産師等の家庭訪問により、産後の体調管理や育児サポートを受け、安心して育児ができるよう子育てを応援します。 | 実施 (利用なし) | 20世帯 (提供量) | 健康課 |

個別目標3 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援の推進

妊娠・出産期から子育て期にわたり、保育所や子育てに関する情報提供や相談支援をするとともに、関係機関との連携等切れ目のない支援を行い子どもの成長を支えていきます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|----------------------------|--|------------------|---------|--------|
| 子育て世代包括支援センター(ひよこテラス)基本型 | 妊産婦や保護者が気軽に利用できる場所に専任コーディネーターを配置し、当事者目線での相談や情報提供を行い、必要に応じて子育て支援事業の利用支援を行います。また、地域で必要な子育て資源の育成や開発を行います。 | 162件 (相談件数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 子育て世代包括支援センター(ひよこテラス)母子保健型 | 妊産婦や保護者への相談や情報提供をするとともに、必要な支援の調整を行う専任コーディネーターを配置し、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。また、地域で必要な子育て資源の育成や開発を行います。 | 1,519件 (相談件数) | 実施 | 健康課 |

基本目標4 子の学びと育ちを親と共に促すまちづくり

個別目標1 子どもの権利を尊重する地域社会の形成

日進市未来をつくる子ども条例の施行に伴い、子どもが生まれながらにもっている基本的人権や子どもの成長に必要な権利について、大人に再認識してもらうとともに、子ども自身にも学ぶ機会を提供し、子どもは「子どもの権利」を理解することで、自分と他の人の権利を認め、尊重するようになり、大人は子どもが自己肯定感を育み、自らの力を発揮できるよう支援していくような意識の向上を図ります。

また、子どもに関係する施策に関し、子ども自身の意見や提案ができる機会を提供します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-------------------|---|----------|---------|--------------|
| 条例の普及・学習機会の提供 | 普及月間（11月）を中心に、条例の内容や子どもの権利条約について、広く周知するための啓発事業を実施し、人権教育等の機会において、子どもが持つ権利を正しく理解する機会を提供します。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課及び関係各課 |
| 児童の権利を守る強化月間の取り組み | 未来をつくる子ども条例に基づき、子どもの権利について、再認識するための啓発事業を、虐待防止月間にあわせ実施します。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 |
| 子どもの意見や提案ができる場の提供 | 子どもに関係する市の施策について、子どもの意見や提案を聴取する場を提供します。 | 実施 | 実施 | 各課 |

個別目標2 充実した学校生活を実現するための環境整備

保育園や幼稚園との連携を強化するとともに、小学校に入学する子どもの不安を軽減し、楽しい学校生活が送れるよう環境を整えます。また、子どもの円滑な発達を促すために、必要な情報の共有を図ります。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|----------------------|---|----------|---------|---------------|
| 指導（保育）記録の作成（幼保連絡協議会） | 子どもが保育園や幼稚園から小学校に就学する際に、指導記録を作成し、継続的な教育的支援を受けることができるようにします。学校との連携を図るため、幼保連絡協議会を開催します。 | 実施 | 実施 | こども課 学校教育課 |

確かな学力を育む教育や健やかな心身の発達を促す教育を行うため、小中学校に補助教員等を適所に配置し、学校運営にきめ細かく対応します。

また、学校図書館用図書の実・整備にも力を入れるとともに、児童生徒への保健指導、部活動の環境の実を推進します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------|--|----------------|---------------|-------|
| 補助教員の配置 | 小中学校に学習指導講師、少人数指導講師等の必要な職員を配置します。 | 57人 (配置者数) | 実施 | 学校教育課 |
| 学校図書館の整備 | 小中学校の図書館に専任の学校図書館運営補助員(司書等)を配置するとともに、学校図書館の蔵書数を増やすことによって、読書活動を充実します。 | 95.3% (蔵書率) | 100% (蔵書率) | 学校教育課 |
| 学校保健教育 | 健康な心身を維持することの大切さを学ぶため、保健の授業等の中で薬物乱用防止学習等の健康学習を行います。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 学生サポーターの配置 | 将来教職に就くことを希望する大学生を、学生サポーターとして登録し、小中学校で教育的支援を必要としている児童生徒のサポートを行います。 | 45人 (配置者数) | 実施 | 学校教育課 |
| 部活動支援 | 大会等に出場するための費用を補助し、また地域の人材も活用した指導員を配置します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |

子どもたちが充実した学校生活を送るため、地域と連携した学校運営を目指します。また、部活動の指導や体験学習の講師等、地域の人材を積極的に活用した活動を実施します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-----------|--|---------------|---------|-------|
| 学校評議員制度 | 小中学校ごとに学校評議員を委嘱し、学校運営に関して評価や指摘等をしていただき、学校運営に生かしていきます。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 交通指導員 | 児童生徒の登下校時における交通指導その他児童生徒の交通の安全を図るため、通学路の危険箇所に通学指導員を配置します。 | 29人 (配置者数) | 実施 | 学校教育課 |
| 特色ある学校づくり | 地域の市民やボランティアを講師に招き、地域社会や身近な自然に働きかける活動を通して、子どもが自分たちのかかわりについて考えられるよう、地域の特性を生かした学校づくりに取り組みます。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |

食の重要性や楽しさを実感できる機会を増やし、子どものうちから基本的な食習慣を体験し、適切な食生活を送ることのできる基礎知識を学習する機会を提供します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-------|--|----------|---------|-----------------------------------|
| 食育の推進 | 子どもが楽しんで食の大切さを理解できるキャンペーン事業に取り組みます。また、マタニティ教室、乳幼児健診等の機会に啓発を行います。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 学校給食センター 産業振興課 健康課 |
| 学校給食 | 給食を通し、伝統的な食文化を伝えます。地産地消の取り組み及び郷土料理の取り入れ等を行います。 | 実施 | 実施 | 学校給食センター |

思春期における悩みは複雑で繊細であり、難しい家庭環境の中に身を置いている子どももいることから、子ども自身が相談しやすい体制づくりを進め、非行や不登校等の防止に努めます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------------|--|--------------|--------------|-------|
| 心の教室相談 | 複雑な家庭環境や友人関係、進路問題等を抱える生徒に対応するため、中学校に配置している相談員が、必要に応じて教職員等と連携しながら問題解決につなげていきます。 | 5校 (実施校数) | 実施 | 学校教育課 |
| スクールソーシャルワーカーの配置 | 国の制度を踏まえ、すべての中学校に対して、スクールソーシャルワーカーの配置を進めます。 | 3人 (配置者数) | 4人 (配置者数) | 学校教育課 |

個別目標3 子どもと親が育ちあう機会の充実

親と子がふれあいながら、地域における人と人とのつながりを保ち、ともに学び育ちあう機会を積極的に提供し、特に世代を超えた交流ができる事業の検討を進め、地域での活動により多くの子どもたちが積極的に参加できるよう、地域活動団体等に必要な支援を行います。

また、地域で子どもたちがスポーツにふれあう機会が充実されるよう、学校以外のスポーツ・レクリエーションの機会を提供します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-------------|---|--------------|--------------|-------------------------|
| 地域学校協働活動の推進 | 地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民やPTA等の団体が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより地域学校協働活動の推進を図ります。 | 全小学校区 で実施 | 全小学校区 で実施 | 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 |

| | | | | |
|-----------------------|---|------------------------|-------------------|--------|
| ブックスタート | 3～4か月児健診において本を通してふれあいの大切さを保護者に伝えます。 | 986人 (実施者数) | 実施 | 健康課 |
| 児童館利用事業 | 子どもと保護者が楽しく遊び、色々な人と触れあえる場を提供します。 | 76,777人 (利用者数) | 81,000人 (利用者数) | 福祉会館 |
| 児童館まつり・子ども対象事業 | 児童館まつり等、子どもが楽しく遊び、仲間とふれあえる事業を開催します。 | 4,023人 (利用者数) | 4,600人 (利用者数) | 福祉会館 |
| 総合型地域スポーツクラブ活動支援 | 総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、子どもに学校以外のスポーツの機会を提供します。 | 4,936人 (延べ参加児童数) | 実施 | 生涯学習課 |
| 子どものスポーツ団体の活動支援 | 子どものスポーツ団体を支援し、子どもに地域でのスポーツの機会を提供します。 | 9連盟 (団体数) | 実施 | 生涯学習課 |
| 新 トップアスリート交流事業 | 企業や団体と連携し、トップアスリートによる子ども向けの講座やイベントを開催します。 | 実施 | 実施 | 生涯学習課 |
| 子ども会活動支援(日子連) | 日進市子ども会連絡協議会(日子連)主催及び各支部の活動支援や、ジュニアリーダー等指導者の育成を支援します。 | 1,700人 (子ども会大会参加者数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 子ども会活動支援(単位子ども会) | 単位子ども会の活動がより充実したものとなるよう支援します。 | 2,553人 (加入者数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 新 区など地域活動への支援 | 単位子ども会のない地域の子ども達が参加する活動に対する、区・自治会への支援を検討します。 | | 実施 | 子育て支援課 |

子どもに文化芸術の発表の場を提供し、また、学校以外における様々な学びの機会を提供します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-------------------------|---|----------|---------|-------|
| 新 子どもの文化芸術活動の支援 | 文化芸術団体と連携し、子どものための、芸術・文化・音楽等の発表の場を提供します。 | 2回 | 2回以上 | 生涯学習課 |
| 新 学校以外の子どもの学びの支援 | 学校以外の場において、子どもの学びの場を提供します。また、市内外の大学等と連携し、学びの機会を提供します。 | 実施 | 実施 | 生涯学習課 |

思春期から大人へと成長するために、豊かな心を育む経験の場を提供し、精神面の円滑な成長を促します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------|---|----------------|---------|-----|
| 赤ちゃんふれあい体験 | 中学生と乳幼児がふれあう機会を設け、命の大切さや子育ての大変さ、楽しさを学ぶ機会を提供しま | 296人 (参加者数) | 実施 | 健康課 |

| | | | | |
|------------------------|---|----|----|-------|
| | す。 | | | |
| 図書館事業 | 放課後や夏休み等における自主学習の場を提供します。また、教育現場で必要な図書を提供します。 | 実施 | 実施 | 図書館 |
| 地域の知的資源の有効活用 (大学交流) | 子育て・子育てに役立つ知識を提供できるように市内大学等と連携します。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 |

個別目標4 子育てを支える都市環境の整備

子どもが安心して遊ぶことができるよう、公園等の整備や公共施設のバリアフリー化等の必要な整備を計画的に行います。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------------|---|-----------------|-----------------|----------------|
| 公園緑地等整備・管理 | 公園や広場、緑地等子どもが安心して安全に遊べるよう必要な整備を行います。 | 170箇所 (公園数) | 実施 | 都市計画課 |
| 公共施設のバリアフリー化 | 公共施設に多目的トイレや授乳室を必要に応じ設置します。 | 実施 | 実施 | 各課 |
| 通学路の整備 | 児童・生徒が安全に通学できるよう歩道や横断歩道等の整備を計画的に行います。区長・学校からの要望、交通安全総点検等を基に整備を行います。また、各学校区で学校・警察・地域と協力した通学路交通安全プログラムの拡充を行います。 | 実施 | 実施 | 道路建設課 土木管理課 |
| 防犯灯設置 | 通学路等の安全対策として、地域から要望のあった箇所等、必要に応じ防犯灯を設置します。 | 8,076基 (設置数) | 8,500基 (設置数) | 生活安全課 |
| 新 道の駅整備事業 | 親子が自由に過ごせる子育て支援施設や公園を道の駅に整備します。 | | 実施 | 基幹施設整備室 |

個別目標5 子どもの権利侵害に関する対応

子どもの権利を侵害する行為である「虐待」や「いじめ」の早期発見・早期解決に努めるとともに、相談支援体制を充実します。また、それらの問題をなくすために、子どもの権利やお互いに尊重することの大切さを啓発していきます。

また、子どもの権利侵害に対する相談や取り組みを強化するため、子どもの権利擁護委員を配置します。

その他、犯罪や交通事故をなくし、子どもが安心して暮らすことができるよう、地域住民や関係機関との連携を強化し、地域全体で子どもを見守る取り組みを強化します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|----------------------|--|---------------|---------------|--------|
| いじめ・非行防止 | 学校と地域の方により各中学校区に組織している「小中生徒指導いじめ対策推進連絡協議会」が児童生徒のいじめ防止や非行防止の取り組みを行います。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| スクールカウンセラー等の相談体制の充実 | いじめ等への相談に対して、関係機関との連携を強化し、専門スタッフやスクールカウンセラー等による相談体制を充実します。 | 6人 (配置者数) | 実施 | 学校教育課 |
| 子どもの権利擁護委員の配置 | 権利擁護委員を配置し、相談しやすい環境を整え、早期解決を図ります。 | 3人 (委員数) | 3人 (委員数) | 子育て支援課 |
| 不審者情報等メール配信サービス | 保護者に迅速に不審者情報等を提供します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 通学路こども110番の家 | 通学途中の児童生徒の安全を守るため、子どもが登下校中に助けが必要な場合に駆け込むことができる「通学路こども110番の家」の登録戸数が増加するよう啓発します。 | 497戸 (登録数) | 550戸 (登録数) | 学校教育課 |
| 青少年問題協議会 | 青少年の問題行動等を未然に防止する環境づくりのため、青少年問題協議会を開催して情報の共有に努めます。 | 実施 | 実施 | 生涯学習課 |
| スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】 | 国の制度を踏まえ、すべての中学校に対して、スクールソーシャルワーカーの配置を進めます。 | 3人 (配置者数) | 4人 (配置者数) | 学校教育課 |
| 生徒指導・情報教育 | 道徳の授業のなかで、犯罪・非行について指導します。また、インターネットや携帯電話を利用した犯罪等に巻き込まれることのないよう、電子情報の取り扱いについて指導します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| もしもしニッシーダイヤル | 家庭児童相談員が子ども自身からの相談に対応します。 | 0件 (相談数) | 実施 | 子育て支援課 |

基本目標5 すべての子どもの心と身体の健全な発達を支援する 仕組みづくり

個別目標1 児童虐待の発生予防の推進

広報紙や男女平等推進情報誌「はーもにっしん」にてDV相談窓口を掲載する等啓発に努めます。また、県や国等と協力し、啓発を強化します。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|---------------------------|--|----------|---------|------------------------|
| 新子ども家庭総合支援拠点の設置 | すべての子どもとその家庭、妊産婦に対し、必要な支援を実施します。 | | 設置 | 子育て支援課 |
| 虐待・DV 予防、防止 | 特に心理面での虐待に対する予防啓発を進めるとともに、個別相談を通して、虐待・DVの予防を図ります。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 市民協働課 |
| DV防止計画の推進 | DV防止計画を策定し、講座等の実施やパンフレット等の配布を行い、啓発に努めます。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 |
| 講座や職員研修の実施 【男女プラン掲載事業】 | DV（デートDVを含む）防止等に関する講座などを実施し、人権・性の尊重について考える機会を創出します。 また、DV防止担当職員が県で開催される研修や会議等へ参加し、情報収集を行います。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 各課 |
| 情報提供と情報収集 【男女プラン掲載事業】 | DV防止に関するリーフレットや図書、資料等を収集し、人権・男女共同参画情報コーナーのほか、男女平等に関するイベントや講座開催時に配布するなど、情報提供を行います。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、広報等で啓発するとともに、パネル展示を行います。 | 実施 | 実施 | 市民協働課 健康課 子育て支援課 |

被害者が安心して相談できるよう、窓口における相談体制を充実させるとともに、適切な支援へとつなぐ相談体制の強化に努めます。

また、児童相談所等の県関係部署、警察、医療機関や市関係部署との連携を強化し、地域全体での虐待等の防止活動を進めます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------|---|----------------|---------|--------------------------|
| 女性相談 | 女性相談員による定期相談や随時相談を実施します。 また、広報や情報誌等で女性相談窓口等の周知を行うとともに、県や配偶者暴力相談センター等の窓口の紹介を行います。 | 146件 (相談件数) | 実施 | 市民協働課 地域福祉課 子育て支援課 |

| | | | | |
|-------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|--------|
| 子どもの権利擁護委員の配置【再掲】 | 権利擁護委員を配置し、相談しやすい環境を整え、早期解決を図ります。 | 3人 (委員数) | 3人 (委員数) | 子育て支援課 |
|-------------------|-----------------------------------|-------------|-------------|--------|

被害者に係る個人情報に関する秘密を厳守し、被害者やその関係者の安全の確保に努めます。被害者が自立した生活ができるよう、関係機関と連携して新たな生活の再建を支えるための支援を行います。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|---------------------|---|----------|---------|--------------|
| 被害者情報の保護【男女プラン掲載事業】 | 関係機関と協力し、DV被害者に対する身体の安全確保に努めます。また、DV被害者に関する情報の保護・管理を適切に行います。 | 実施 | 実施 | 市民協働課及び関係各課 |
| 被害者の生活支援【男女プラン掲載事業】 | DV被害者に対し関係機関と協力して、関連する制度の紹介（生活保護制度、児童扶養手当等）や就業等の自立のための支援を行います。また、DV被害者の子どもに対する就学等に配慮します。さらに、DV被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入居を実施します。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課及び関係各課 |

個別目標2 要保護児童等へのきめ細かな対応

児童や保護者の生命や安全保護のため、関係機関と連携し、施設入所等必要な支援を行います。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------------------|--|--------------|--------------|-----------------|
| 要保護児童対策地域協議会 | 虐待防止のため、関係機関との連携強化を図ります。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 |
| ネットワーク会議 | 関係機関の実務者により定期的な会議を実施し、見守りが必要な家庭に対し、対応を検討します。訪問や面接を実施し、予防に努めます。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 |
| 母子保健ケース検討会 | 関係機関の実務者により定期的な会議を実施し、見守りが必要な家庭に対し、対応を検討します。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課健康課 |
| 子育て短期支援事業（ショートステイ）【再掲】 | 保護者の入院等のため、一時的に児童を養育できなくなる期間、児童施設で預かります。 | 3箇所 (施設数) | 3箇所 (施設数) | 子育て支援課 |
| 一時保護（措置入所） | DV被害者等の母子に対し、安全な生活の場を確保します。 | 0件 (対応件数) | 実施 | 子育て支援課 児童相談所 |
| 新 母子等緊急一時保護 | DV及びその疑いのある母子に対し、緊急一時保護するための居室を確保します。 | | 実施 | 子育て支援課 |

| | | | | |
|--------------|-----------------------------------|----|----|------------------------|
| 居所不明児童への取り組み | 居所不明児童の把握に努め、関係各課と連携し、適切な対応を行います。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 健康課 学校教育課 |
|--------------|-----------------------------------|----|----|------------------------|

個別目標3 障害児、発達障害児等への支援

障害のある子どもが地域で生活するために必要なサービスを利用できるよう、民間事業所の参入を促す等、供給体制の充実に努めます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|----------------------|---|---------------------|-----------------|-------|
| 児童発達支援 | 必要なサービス（未就学の子どもの日常生活指導、集団生活適応訓練等）が利用できるよう、市内の供給体制の充実に図ります。 | 5事業所 (事業所数) | 6事業所 (事業所数) | こども課 |
| 放課後等デイサービス | 必要なサービス（就学した子どもの放課後の継続的な生活能力向上の訓練等）が利用できるよう、市内の供給体制の充実に図ります。 | 14事業所 (事業所数) | 16事業所 (事業所数) | こども課 |
| 日中一時支援 | 必要なサービス（障害のある子どもの一時的な預かり）が利用できるよう、市内の供給体制の充実に図ります。 | 3事業所 (事業所数) | 5事業所 (事業所数) | 介護福祉課 |
| 児童発達支援センター（すくすく園）の運営 | 基本的な生活習慣や社会生活への適応性を身につけるための支援（療育）を行う施設の運営を実施します。 | 11,092人 (延べ利用児数) | 実施 | こども課 |
| 保育園・幼稚園での受入 | 保育園での発達の気になる子や障害児受入体制について充実に図ります。幼稚園での障害児受入れが拡大されるよう支援体制の充実に図ります。 | 実施 | 実施 | こども課 |
| 巡回支援事業 | 発達障害等に関する知識を有する専門員が保育園等を巡回し、施設職員や保護者に対し、助言等の支援を行います。 | 98回 (巡回回数) | 実施 | こども課 |
| 保育所等訪問事業 | 保育所等での集団生活への適応のため、児童や施設職員に対し、訪問支援を行います。 | 10人 (延べ利用児数) | 実施 | こども課 |

子どもの成長に適した進学先が選択できるよう、情報提供やアドバイスを行います。
また、子どもの成長に合わせた教育を実施するため、必要な支援を行います。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|---------------|--|------------------|---------|-------|
| 特別支援教育連携協議会 | 特別支援教育に関し、教育関係者のほか保育、医療、福祉、労働等の各種関係者等により、情報交換、今後の方向性等を協議します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 巡回指導 | 特別な支援を必要としている児童生徒への指導方法について、担任に指導、助言してもらうため、専門家が学校を巡回します。 | 13校各2回 (巡回回数) | 実施 | 学校教育課 |
| 臨床心理相談 | 児童生徒の心の問題の解決にあたって、教職員、保護者、児童生徒が臨床心理カウンセラーに相談することができます。 | 60回 (延べ相談回数) | 実施 | 学校教育課 |
| 個別の教育支援計画の導入 | 障害のある児童生徒一人ひとりの支援計画を作成し、効果的な教育に努めます。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 特別支援学校等への進学支援 | 障害のある児童生徒の特別支援学校等への就学について、学校、教育委員会が相談に応じます。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 特別支援教育就学奨励費制度 | 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するための奨励費の支給を行います。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 特別支援教育補助教職員 | 小中学校において特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行うために特別支援教育コーディネーター後補充、特別支援学級指導講師、学級支援介助員等の補助教職員を小中学校に配置します。 | 45人 (配置者数) | 実施 | 学校教育課 |

保護者の負担を軽減するため、一貫した相談支援ができる体制を整備するとともに、保護者のレスパイト（休息）を兼ねた、保護者が集える場を提供するとともに、周知に努めます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-------------|---|------------------|---------|------|
| 障害者相談支援センター | 児童発達支援センターにて、発達に心配のある児童とその保護者に対し、療育や計画相談等の支援を行います。 また、障害者の相談拠点である障害者福祉センターにおいて子どもから大人まで一貫して必要な支援が実施できるようサポートします。 | 3,297件 (相談件数) | 実施 | こども課 |

| | | | | |
|--------------------------|---|----------------|----------------|-------------|
| 保護者の交流の場の設置 (レスパイト機能) | 保護者同士が気軽に集い、情報交換、情報収集ができる場を設置します。 | 11回 (談話会回数) | 11回 (談話会回数) | こども課 |
| 関係機関の連携強化 | 早期発見から早期療育に円滑に移行できるよう、関係機関の連携の強化を図ります。 | 実施 | 実施 | こども課及び関係各課 |
| 発達障害に係る情報提供 | 障害を正しく理解してもらうため、必要な情報を提供します。パンフレット類の作成、発達支援セミナー等を実施します。 | 実施 | 実施 | こども課 |
| 親子通園事業 | 発達の心配な就学前児童とその保護者が集う機会を設け、早期の療育的介入と保護者が児童の特性を理解するため、親子教室を開催します。 | 93回 (開催回数) | 実施 | こども課 健康課 |

個別目標 4 不登校児童等への支援

学校生活になじめない児童生徒を教育支援センターで受け入れ、適切な支援を行うことにより、児童生徒の自主性、社会性の育成を図るとともに、学校への復帰を支援します。また、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーと連携して、不登校児童の学校への復帰の後押しや不登校を未然に防ぐ手助けを行います。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-------------|--|--------------|---------|-------|
| 教育支援センター | 不登校状態にある児童生徒を受け入れて、適切な支援を行うことにより、学校への復帰や社会的自立を支援します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 相談支援 | 不登校に関する相談に対して、教育支援センターのスタッフが相談に応じ、適切な支援を行います。 | 3人 (配置者数) | 実施 | 学校教育課 |
| 専門的職員の配置 | スクールソーシャルワーカー等が不登校や引きこもり状態にある児童生徒の家庭を訪問することで、児童生徒及び保護者への支援を行います。 | 3人 (配置者数) | 実施 | 学校教育課 |
| 外国人児童に向けた支援 | 日本語指導を行う職員を配置し、児童生徒及び保護者への学校生活における支援を行います。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |

基本目標6 子どもが輝く未来の実現に向けた仕組みづくり

個別目標1 教育の機会の均等

すべての子どもたちの「輝く未来の実現」のため、すべての子どもに対して、家庭環境に左右されることなく成長段階に即した学習機会の提供に努めます。また、教育に係る費用の経済的負担の軽減を図ります。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|----------------------|--|---------------|---------|-------------------|
| 子どもの学習・生活支援事業 | 経済的に課題のある世帯の子ども及び保護者に対して、学習・生活支援を行います。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 及び関係各課 |
| 福祉資金等貸付制度 | 子どもの進学等に対する費用の貸付等について、必要な支援を行います。 | 実施 | 実施 | 社会福祉協議会 子育て支援課 |
| 補助教員の配置【再掲】 | 小中学校に学習指導講師、少人数指導講師等の必要な教員職員を配置します。 | 57人 (配置者数) | 実施 | 学校教育課 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 世帯所得の状況等により、新制度未移行の幼稚園に通う児童の副食費を助成します。 | | 実施 | こども課 |
| 新 高等学校等修学助成制度 | 教育の機会均等・有用な人材の育成に寄与するため、経済的理由により修学が困難な状況にある生徒を対象に修学資金の助成を行います。 | | 実施 | 教育総務課 |
| 就学援助制度 | 経済的な理由により児童生徒を就学させることが困難な家庭に、給食費等の義務教育にかかる費用の一部を補助します。 | 実施 | 実施 | 学校教育課 |
| 子育て支援事業の利用料等の軽減制度 | 保育料や児童クラブ利用料金等、サービス利用料を軽減します。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課 こども課 |

個別目標2 健やかな成育環境の整備

すべての子どもが健やかに育まれるよう、地域と連携しながら子ども食堂等居場所の確保に努めます。また、地域において様々な活動をしている人やNPO等による放課後子ども教室における体験活動への支援等、地域社会全体で子どもを育てる環境を構築していきます。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|-----|----|----------|---------|-----|
|-----|----|----------|---------|-----|

| | | | | |
|-------------------------|--|--------------|----|----------------------|
| 新 子ども食堂の開設・運営に関する支援 | 食育促進や居場所づくりとしての利用を促すため、開設・運営に必要な情報提供や場所の確保等の支援に努めます。 | 1箇所 (箇所数) | 実施 | 社会福祉協議会 子育て支援課 |
| 新 様々な体験の機会の提供 | NPO等市民団体の協力により、子どもの成長に必要な様々な学びや体験ができる機会、場所を検討します。 | | 実施 | 生涯学習課 子育て支援課 |
| 新 教室、講座等の利用料の軽減 | 文化・スポーツ等子どもの豊かな発育に必要な講座等の利用料の軽減を図ります。 | | 実施 | 各課 |
| 新 中間支援拠点の整備及び実態調査 | 体系的な子どもへの支援を実施するため、サービスを市民団体間の調整、活動拠点管理を行う中間支援組織の設置を検討します。また、アンケート調査等による実態把握についても検討します。 あわせて、実態調査の実施についても検討します。 | | 実施 | 子育て支援課 社会福祉協議会 |
| 新 教育機関と福祉関連機関等との連携体制の構築 | 経済的に課題のある子どもを早期の段階で必要な支援を行えるよう、福祉関連機関との連携体制の構築を進めます。さらに、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、福祉総合相談体制等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実させます。 | | 実施 | 子育て支援課 及び 関係各課 |

個別目標 3 支援体制の充実

すべての子どもが家庭の経済的状況等にかかわらず健やかに生まれ、育成されるよう妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うための体制の整備に努めます。

また、子育て世帯をはじめ生活困窮世帯からひとり親家庭に向けて、幅広い支援や制度等を的確に周知するための情報の発信に努めます。

さらに、子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活や就業等に関する必要な支援を行い、安心して子育てをしながら生活できる環境整備や相談体制の充実を図ります。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|------------|---|----------------|---------|--------|
| 母子・父子自立支援員 | ひとり親家庭の自立に向け、母子・父子自立支援員による就業や資格取得等様々な相談やアドバイスを行います。 | 384件 (相談件数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 生活困窮相談員 | 生活困窮世帯の就労支援等、自立を図るための専門相談を実施します。 | 426人 (相談者数) | 実施 | 地域福祉課 |

| | | | | |
|------------------|--|----|----|--------------|
| 新ひとり親家庭のピアサポート事業 | ひとり親家庭の保護者の健康維持のための交流や情報交換の場を実施します。 | | 実施 | 子育て支援課 |
| 里親になる人材の募集啓発 | 社会的養護を推進するため、支援する里親の確保のための啓発を行います。 | 実施 | 実施 | 児童相談所子育て支援課 |
| 新生活支援に関する情報提供の充実 | 生活支援に関する各種サービス・活動について、民間事業者や市民団体の活動も含め、情報提供の充実に努めます。 | | 実施 | 子育て支援課及び関係各課 |
| 相談員、支援者等の資質向上 | 子どもの貧困等に関する多様な相談に対応できる相談員等の育成に努めます。 | 実施 | 実施 | 子育て支援課及び関係各課 |
| 新養育費の確保に関する相談 | 養育費の確実な確保に向けた事前相談を実施します。また相談支援センターの周知も図ります。 | | 実施 | 子育て支援課 |

個別目標4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと仕事の両立は不可欠であることから、関係機関との連携を強化し、経済的自立に向けた支援を行います。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|---------------------------|---|----------------|---------|---------------|
| 自立支援教育訓練給付金 | 職業に役立つ技能や資格の取得のため、資格取得に要する費用を補助します。 | 1人 (受給者数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 高等職業訓練促進給付金 | 看護師等の資格取得に長期間を有する職業に就くため、資格取得にかかる期間の生活費を支援します。 | 1人 (受給者数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 日常生活支援 | 就職活動等、自立に向けた活動を行う場合に、家庭生活を支援するための支援員を派遣します。 | 0人 (派遣者数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 新ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 就職に必要な高校卒業資格を取得するための費用の一部を助成します。 | | 実施 | 子育て支援課 |
| キャリアアップ支援 | 収入増加のためのキャリアアップを目指すひとり親に対し、継続した相談支援を行います。 | 223件 (相談件数) | 実施 | 子育て支援課 愛知県 |
| 母子・父子自立支援員【再掲】 | ひとり親家庭の自立に向け、母子・父子自立支援員による就業や資格取得等様々な相談やアドバイスを行います。 | 384件 (相談件数) | 実施 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭生活支援事業 | 愛知県等がひとり親家庭の心身のケアのために実施する事業の啓発に努めます。 | 実施 | 実施 | 愛知県 子育て支援課 |

離婚等によりひとり親家庭となった家庭の経済的な負担を軽減するため、手当の支給、各種サービスの利用料、負担金の軽減等の取組みを実施し、生活の安定を図ります。

| 事業名 | 内容 | 平成30年度実績 | 令和6年度目標 | 担当課 |
|----------------|---|----------------|---------|--------|
| 児童扶養手当制度 | 適正な手当支給を行うとともに、制度改正等による混乱を招くことの無いよう周知を図ります。 | 312人 (受給者数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 愛知県遺児手当制度 | 制度の周知を図り、適正な手当支給を行います。 | 181人 (受給者数) | 実施 | 子育て支援課 |
| 日進市遺児手当 | ひとり親家庭等における金銭面の支援を行います。受給者の自立に向けた支援を行います。 | 512人 (受給者数) | 実施 | 子育て支援課 |
| ひとり親家庭等医療費助成制度 | ひとり親家庭等における医療面の支援を行います。 | 428人 (受給者数) | 実施 | 保険年金課 |

第5章

子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

国の基本指針では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として区域を定めることとなっています。その基準は、地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、整備状況その他地域の実情を勘案したものとされています。

本市では、市域がコンパクトであり、現在保育園等の入園においても通園区域を設けていないことから、事業の実施区域と対象が一致し、全体での需給調整が可能となる「市全域」を一つの単位として設定します。

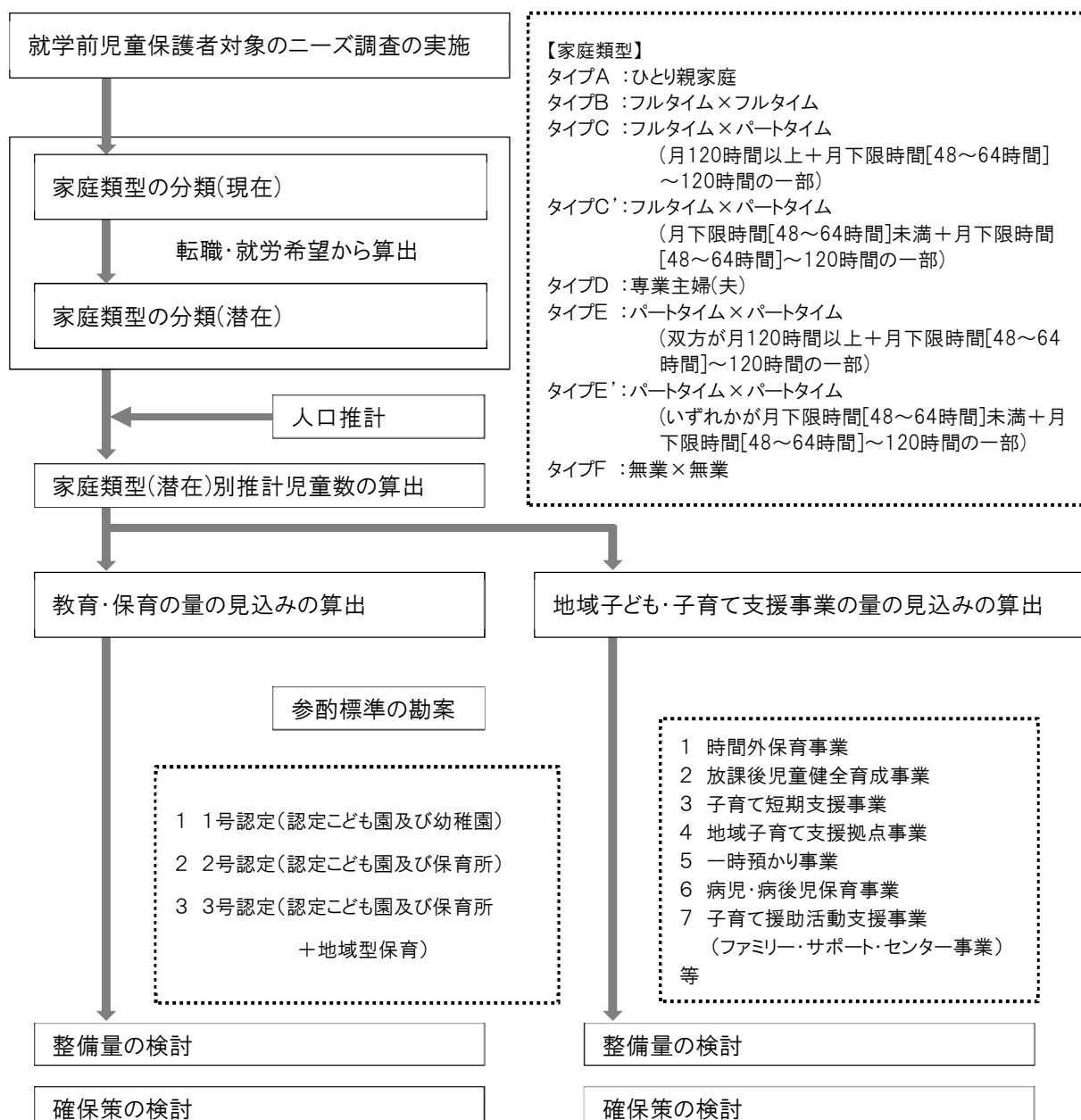
ただし、放課後児童対策事業においては、小学校区単位での利用を基本としていることから、「小学校区」（9学区）を一つの単位とします。

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性や前計画期間における実績との整合性等を検証し、必要な修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では令和2年の6,558人から令和6年には6,692人と推計され、微増傾向で推移することが予測されます。

また、6～11歳では令和2年の6,083人から令和6年には6,562人と推計され、増加傾向で推移することが予測されます。

■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0～11歳 | 12,641 | 12,817 | 12,994 | 13,146 | 13,254 |
| 0歳 | 1,020 | 1,022 | 1,017 | 1,015 | 1,012 |
| 1歳 | 1,068 | 1,069 | 1,074 | 1,070 | 1,070 |
| 2歳 | 1,106 | 1,114 | 1,115 | 1,123 | 1,120 |
| 3歳 | 1,123 | 1,129 | 1,137 | 1,139 | 1,149 |
| 4歳 | 1,129 | 1,147 | 1,157 | 1,165 | 1,169 |
| 5歳 | 1,112 | 1,136 | 1,156 | 1,163 | 1,172 |
| 0～5歳 | 6,558 | 6,617 | 6,656 | 6,675 | 6,692 |
| 6歳 | 1,026 | 1,108 | 1,130 | 1,151 | 1,159 |
| 7歳 | 982 | 1,025 | 1,107 | 1,130 | 1,150 |
| 8歳 | 1,071 | 985 | 1,025 | 1,108 | 1,130 |
| 9歳 | 1,023 | 1,075 | 987 | 1,031 | 1,112 |
| 10歳 | 985 | 1,015 | 1,067 | 979 | 1,026 |
| 11歳 | 996 | 992 | 1,022 | 1,072 | 985 |
| 6～11歳 | 6,083 | 6,200 | 6,338 | 6,471 | 6,562 |

資料：庁内資料

(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

| 家庭類型 | 説明 | 現在 | 単位：% | |
|-------|--|------|------|------|
| | | | 現在 | 潜在 |
| タイプA | ひとり親家庭 | 3.8 | 3.8 | 3.8 |
| タイプB | フルタイム×フルタイム | 40.4 | 43.6 | 43.6 |
| タイプC | フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部) | 10.3 | 9.4 | 9.4 |
| タイプC' | フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部) | 8.1 | 11.5 | 11.5 |
| タイプD | 専業主婦(夫) | 36.6 | 31.5 | 31.5 |
| タイプE | パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部) | 0.2 | 0.0 | 0.0 |
| タイプE' | パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| タイプF | 無業×無業 | 0.4 | 0.2 | 0.2 |

そして、令和2年度から令和6年度までの推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

| 家庭類型 | 潜在割合 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| タイプA | 3.8 | 250 | 252 | 253 | 254 | 254 |
| タイプB | 43.6 | 2,859 | 2,885 | 2,902 | 2,910 | 2,918 |
| タイプC | 9.4 | 616 | 622 | 626 | 627 | 629 |
| タイプC' | 11.5 | 754 | 761 | 765 | 768 | 770 |
| タイプD | 31.5 | 2,066 | 2,084 | 2,097 | 2,103 | 2,108 |
| タイプE | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイプE' | 0.0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タイプF | 0.2 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 推計児童数 (0～5歳) | 100.0 | 6,558 | 6,617 | 6,656 | 6,675 | 6,692 |

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状

■幼稚園、保育所、認定こども園の利用状況

単位：人

| | | 令和元年度 | | | |
|----|--------------------|---|-----------------------|-------------|-----------------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む 3歳以上 教育希望 | 2号認定 3歳以上 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | 3号認定 1・2歳 保育が必要 |
| 定員 | 幼稚園 (内他市町施設利用者) | 1,490 (510) | | | |
| | 認可保育園 | | 1,520 | 168 | 703 |
| | 認可外保育施設 | | | 31 | 125 |

※ 幼稚園については、利用者人数です。

今後の方向性

○確保方策について、1・2号認定については、既存の市内施設での対応を基本に努めます。

○3号認定については、利用ニーズの増加が予想され、特に3号認定については施設の不足が見込まれるため、幼稚園の認定こども園への移行、既存園の定員拡大、民間事業者による地域型保育事業等の整備を検討していきます。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

| | | 令和2年度 | | | |
|--------------------|-------------|---------------------------|---------------|-------------|---------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む | 2号認定 | 3号認定 | |
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | 1・2歳 保育が必要 |
| ニーズ量の 見込み | 市内 | 1,896 | 1,417 | 211 | 895 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 提供量（確保方策） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,896 | 1,678 | 161 | 670 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0 | 19 | 107 |
| 認可外保育施設 | | | 0 | 31 | 125 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,896 | 1,678 | 211 | 902 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ 量） | | 0 | 261 | 0 | 7 |

※ 令和2年度から令和6年度の各表について
幼稚園の広域利用について

・1号認定における「他市町の子ども」について

他市町の子どもで市内の施設利用人数です。240人の内訳（名古屋市60人、長久手市130人、東郷町50人）

・1号認定における「提供量（確保方策）」について

他市町の施設分 540人（名古屋市120人、長久手市60人、東郷町10人、みよし市350人）が含まれます。

単位：人

| | | 令和3年度 | | | |
|--------------------|---------|---------------------------|---------------|-------------|---------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む | 2号認定 | 3号認定 | |
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | 1・2歳 保育が必要 |
| ニーズ量の見込み | 市内 | 1,850 | 1,466 | 217 | 931 |
| | 他市町の子ども | 240 | | | |
| 提供量（確保方策） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,896 | 1,678 | 161 | 670 |
| | 他市町の子ども | 240 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0 | 25 | 139 |
| 認可外保育施設 | | | 0 | 31 | 125 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,896 | 1,678 | 217 | 934 |
| | 他市町の子ども | 240 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ量） | | 46 | 212 | 0 | 3 |

単位：人

| 令和4年度 | | | | | |
|--------------------|-------------|---------------------------|---------------|-------------|---------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む | 2号認定 | 3号認定 | |
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | 1・2歳 保育が必要 |
| ニーズ量の 見込み | 市内 | 1,797 | 1,517 | 226 | 954 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 提供量（確保方策） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,806 | 1,768 | 170 | 690 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0 | 25 | 139 |
| 認可外保育施設 | | | 0 | 31 | 125 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,806 | 1,768 | 226 | 954 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ 量） | | 9 | 251 | 0 | 0 |

単位：人

| | | 令和5年度 | | | |
|--------------------|-------------|---------------------------|---------------|-------------|---------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む | 2号認定 | 3号認定 | |
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | 1・2歳 保育が必要 |
| ニーズ量の 見込み | 市内 | 1,741 | 1,566 | 234 | 986 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 提供量（確保方策） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,796 | 1,768 | 173 | 690 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0 | 28 | 155 |
| 認可外保育施設 | | | 0 | 34 | 141 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,796 | 1,768 | 235 | 986 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ 量） | | 55 | 202 | 1 | 0 |

単位：人

| 令和6年度 | | | | | |
|--------------------|-------------|---------------------------|---------------|-------------|---------------|
| | | 1号認定 ※2号認定の 教育ニーズ含む | 2号認定 | 3号認定 | |
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | 1・2歳 保育が必要 |
| ニーズ量の 見込み | 市内 | 1,671 | 1,616 | 236 | 1,011 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 提供量（確保方策） | | | | | |
| 幼稚園／保育園 ／認定こども園 | 市内 | 1,746 | 1,768 | 170 | 690 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 地域型保育事業 | | | 0 | 34 | 187 |
| 認可外保育施設 | | | 0 | 34 | 141 |
| 提供量合計 | 市内 | 1,746 | 1,768 | 238 | 1,018 |
| | 他市町の 子ども | 240 | | | |
| 過不足分（提供量－ニーズ 量） | | 75 | 152 | 2 | 7 |

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施箇所数 (基本型・特定型) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 実施箇所数 (母子保健型) | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

今後の方向性

○現在、子育て世代包括支援センターとして、基本型と母子保健型を各 1 箇所で実施しており、今後とも事業の周知を図ることで、より一層の利用を図ります。

■ 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニーズ量 (基本型・特定型) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニーズ量 (母子保健型) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状

■地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

| | 平成 26 年 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 延べ利用者数 | 43,346 | 38,101 | 39,667 | 37,892 | 36,369 |
| 実施箇所数 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

今後の方向性

○現在3箇所での実施となっており、今後とも事業の周知を図り、より一層の利用を図ります。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニーズ量 | 37,090 | 37,205 | 37,232 | 38,739 | 38,952 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 提供量 | 37,090 | 37,205 | 37,232 | 38,739 | 38,952 |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状

■乳児家庭全戸訪問事業の訪問状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 訪 問 件 数 | 997 | 1,022 | 1,007 | 972 | 965 |
| 訪 問 率 | 98.8 | 98.3 | 97.4 | 96.4 | 98.1 |

今後の方向性

○乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要な方の早期支援に努めます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 推 計 値 | 1,020 | 1,022 | 1,017 | 1,015 | 1,012 |
| 提 供 量 | 1,020 | 1,022 | 1,017 | 1,015 | 1,012 |
| 過 不 足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状

■養育支援訪問事業の訪問状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実 人 数 | 15 | 8 | 8 | 3 | 3 |

今後の方向性

○妊娠期から支援の必要性のある妊婦のいる世帯、虐待、もしくはその恐れのある要保護児童世帯及び育児不安等により一時的に育児から開放することが必要な世帯などについて、関係機関と連携し、妊娠期から訪問するなど、適切な時期に訪問することにより、虐待の予防や養育力の向上を図ります。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 推 計 値 | 15 | 20 | 20 | 30 | 30 |
| 提 供 量 | 15 | 20 | 20 | 30 | 30 |
| 過 不 足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現状

■子育て短期支援事業の利用状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 延べ利用者数 | 1 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| 実施箇所数 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |

今後の方向性

○宿泊の伴うニーズは必ずしも高くはないものの、ひとり親世帯や緊急時等、実績が数件あることから、一定枠を見込むものとします。

■子育て短期支援業の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニ ー ズ 量 | 14 | 14 | 14 | 20 | 20 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 提 供 量 | 14 | 14 | 14 | 20 | 20 |
| 過 不 足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状

■一時預かり事業の利用状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 幼稚園実施園数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 保育園実施園数 | 4 | 5 | 7 | 8 | 8 |
| 幼稚園利用人数 | 30,122 | 34,319 | 40,055 | 44,787 | 40,970 |
| 保育園利用人数 | 4,029 | 3,774 | 4,725 | 6,093 | 5,607 |

今後の方向性

- 一時的な保育需要だけでなく、就労している保護者が幼稚園の利用を希望する場合にも対応できる幼稚園・認定こども園の一時預かり事業を推進し、待機児童対策の一環とします。
- 保護者の社会的な理由だけでなく、子育てに伴う様々な事由により、一時預かりのニーズは高まっているため、ニーズに応じ、提供量の維持・拡大を図ります。

■一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

| | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニ ー ズ 量 | | 41,912 | 40,964 | 40,560 | 40,320 | 40,782 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 幼稚園・ 認定こども園 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 保育園 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 提供量 | 幼稚園 (2号認定含む) | 27,665 | 27,665 | 27,665 | 27,665 | 27,665 |
| | 保育園 | 14,247 | 14,247 | 14,247 | 14,247 | 14,247 |
| 合 計 | | 41,912 | 41,912 | 41,912 | 41,912 | 41,912 |
| 過 不 足 (提供量－ニーズ量) | | 0 | 948 | 1,352 | 1,592 | 1,130 |

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実 利 用 人 数 | 224 | 344 | 356 | 357 | 300 |
| 実 施 箇 所 数 | 5 | 7 | 10 | 11 | 14 |

今後の方向性

〇ニーズ量に応じて、時間外保育事業（延長保育事業）の提供量の維持・増大を図ります。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニ ー ズ 量 | 409 | 404 | 400 | 399 | 403 |
| 実 施 箇 所 数 （ 確 保 方 策 ） | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| 提 供 量 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 |
| 過 不 足 （ 提供量－ニーズ量） | 1 | 6 | 10 | 11 | 7 |

④ 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状

■ 病児・病後児保育事業の利用状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 施設数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 延べ利用人数 | 692 | 692 | 741 | 726 | 772 |

今後の方向性

○不足が見込まれるため、拡充を図ります。

■ 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニーズ量 | 800 | 835 | 865 | 890 | 926 |
| 実施箇所数 (確保方策) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 | 800 | 800 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) | 0 | -35 | 135 | 110 | 74 |

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受診対象者数 (妊娠届出数) | 1,060 | 1,057 | 1,033 | 1,017 | 958 |
| 延べ受診回数 | 13,892 | 14,787 | 14,253 | 13,517 | 13,048 |
| 受診率 | 93.6 | 99.9 | 98.6 | 94.9 | 97.3 |

今後の方向性

○健やかな妊娠・出産のため、すべての妊婦が必要な健診を受けるよう、啓発を続けます。

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------------|----------|---------|---------|---------|---------|
| ニーズ量 | 934 | 930 | 924 | 913 | 913 |
| 確保方策 | 妊婦検診回数 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | 子宮がん検診回数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 | 934 | 930 | 924 | 913 | 913 |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 産婦健康診査事業

産婦の心身の健康状態を把握し、疾病等の早期発見・治療を行うことにより、母親が安心して育児することを支援する事業です。分娩後、8週以内を実施し、必要に応じ保健指導を行います。

現状

■ 産婦健康診査事業の利用状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受診対象者数 | - | - | - | 843 | 958 |
| 受診率 | - | - | - | 91.7 | 99.7 |

今後の方向性

○産後の健康管理のため、すべての産婦が健診受けるよう啓発していきます。また、今後産後ケア体制の整備を図ります。

■ 産婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニーズ量 | 938 | 932 | 921 | 917 | 917 |
| 提供量 | 938 | 932 | 921 | 917 | 917 |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

③ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状

■ 子育て援助活動支援事業の利用状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 依 頼 会 員 | 326 | 327 | 329 | 344 | 339 |
| 援 助 会 員 | 114 | 108 | 119 | 122 | 115 |
| 両 方 会 員 | 95 | 94 | 110 | 108 | 97 |
| 預 かり 件 数 （ 就 学 前 児 童 ） | 1,984 | 2,509 | 1,855 | 1,302 | 878 |
| 預 かり 件 数 （ 就 学 児 童 ） | 3,310 | 3,196 | 3,066 | 3,198 | 3,432 |
| 合 計 | 5,294 | 5,705 | 4,921 | 4,500 | 4,310 |

今後の方向性

- 地域の住民同士で子育てを支え合う重要な事業です。
- 積極的に事業の広報に努め、援助会員の確保と人材の育成に重点を置き、提供量の確保を図ります。特に、援助会員が不足している地域を重点に広報を行います。
- 依頼内容の多様化を受けて、相互援助活動として円滑に運営できるよう体制を整えます。

■ 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の状況

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニ ー ズ 量 （ 就 学 前 児 童 ） | 789 | 710 | 639 | 575 | 518 |
| ニ ー ズ 量 （ 就 学 児 童 ） | 3,248 | 3,311 | 3,386 | 3,456 | 3,505 |
| 合 計 | 4,037 | 4,021 | 4,025 | 4,031 | 4,023 |
| 提 供 量 | 4,037 | 4,021 | 4,025 | 4,031 | 4,023 |
| 過 不 足 （ 提供量－ニーズ量 ） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

世帯所得の状況等により、新制度未移行の幼稚園に通う児童の副食費を助成します。

今後の方向性

○令和元年10月から始まる幼児教育・保育無償化に合わせて実施しています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 推 計 値 | 147 | 147 | 143 | 143 | 143 |
| 提 供 量 | 147 | 147 | 143 | 143 | 143 |
| 過 不 足 (提供量－ニーズ量) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間養育できない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況の推移

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 入 所 者 数 計 | 594 | 576 | 635 | 651 | 749 |
| 児 童 ク ラ ブ 数 | 5 | 3 | 2 | 8 | 8 |
| 民間児童クラブ数 | 10 | 14 | 15 | 18 | 19 |

今後の方向性

- 民間児童クラブについては、今後のニーズ拡大に対応するため、新たな民間事業者による開設を進めていきます。
- 公設児童クラブについては、学校施設に空きが無い場合や定員の拡大を図るにあたり、必要に応じて専用施設の整備を進めます。

■ 市全域

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 313 | 338 | 344 | 350 | 354 |
| | | 2年生 | 219 | 229 | 247 | 252 | 257 |
| | | 3年生 | 182 | 166 | 174 | 188 | 192 |
| | | 4年生 | 112 | 118 | 108 | 113 | 122 |
| | | 5年生 | 83 | 86 | 90 | 83 | 87 |
| | | 6年生 | 52 | 52 | 53 | 56 | 52 |
| | | 計 | 961 | 989 | 1,016 | 1,042 | 1,064 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 民間児童クラブ | | 21 | 23 | 23 | 23 | 25 |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | | 947 | 1,002 | 1,028 | 1,035 | 1,075 |
| 過不足(提供量－ニーズ量) (人) | | | -14 | 13 | 12 | -7 | 11 |

■ 西学校区

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 39 | 39 | 47 | 45 | 46 |
| | | 2年生 | 28 | 28 | 29 | 34 | 33 |
| | | 3年生 | 24 | 21 | 22 | 22 | 26 |
| | | 4年生 | 14 | 16 | 14 | 14 | 14 |
| | | 5年生 | 12 | 11 | 12 | 11 | 11 |
| | | 6年生 | 6 | 8 | 7 | 7 | 7 |
| | | 計 | 123 | 123 | 131 | 133 | 137 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 民間児童クラブ | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | | 123 | 123 | 131 | 133 | 137 |
| 過不足(提供量－ニーズ量) (人) | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 東学校区

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 28 | 26 | 31 | 29 | 29 |
| | | 2年生 | 23 | 22 | 22 | 25 | 22 |
| | | 3年生 | 18 | 18 | 17 | 18 | 20 |
| | | 4年生 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | | 5年生 | 8 | 9 | 10 | 10 | 10 |
| | | 6年生 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 |
| | | 計 | 93 | 92 | 98 | 100 | 99 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 民間児童クラブ | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | 93 | 92 | 98 | 100 | 99 | |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) (人) | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 北学校区

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 37 | 40 | 33 | 42 | 41 |
| | | 2年生 | 25 | 26 | 29 | 24 | 31 |
| | | 3年生 | 22 | 19 | 20 | 23 | 18 |
| | | 4年生 | 14 | 14 | 12 | 13 | 15 |
| | | 5年生 | 10 | 11 | 11 | 9 | 10 |
| | | 6年生 | 7 | 6 | 7 | 7 | 6 |
| | | 計 | 115 | 116 | 112 | 118 | 121 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 民間児童クラブ | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | 104 | 115 | 115 | 115 | 125 | |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) (人) | | | -11 | -1 | 3 | -3 | 4 |

■ 南学校区

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 47 | 51 | 47 | 51 | 49 |
| | | 2年生 | 33 | 34 | 37 | 35 | 37 |
| | | 3年生 | 28 | 25 | 26 | 28 | 27 |
| | | 4年生 | 17 | 18 | 16 | 17 | 18 |
| | | 5年生 | 13 | 13 | 14 | 12 | 13 |
| | | 6年生 | 10 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | | 計 | 148 | 149 | 148 | 151 | 152 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 民間児童クラブ | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | | 148 | 149 | 148 | 151 | 152 |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) (人) | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 相野山学校区

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 8 | 8 | 10 | 11 | 10 |
| | | 2年生 | 8 | 6 | 6 | 7 | 8 |
| | | 3年生 | 5 | 6 | 4 | 5 | 5 |
| | | 4年生 | 5 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| | | 5年生 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 |
| | | 6年生 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| | | 計 | 33 | 30 | 29 | 31 | 30 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 民間児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 過不足 (提供量－ニーズ量) (人) | | | 2 | 5 | 6 | 4 | 5 |

■ 香久山学校区

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 36 | 44 | 42 | 42 | 43 |
| | | 2年生 | 26 | 26 | 32 | 31 | 31 |
| | | 3年生 | 23 | 20 | 20 | 25 | 24 |
| | | 4年生 | 15 | 15 | 13 | 13 | 16 |
| | | 5年生 | 10 | 11 | 12 | 10 | 10 |
| | | 6年生 | 6 | 6 | 7 | 7 | 6 |
| | | 計 | 116 | 122 | 126 | 128 | 130 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 民間児童クラブ | | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | | 116 | 122 | 126 | 128 | 130 |
| 過不足(提供量－ニーズ量) (人) | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 梨の木学校区

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 43 | 50 | 52 | 44 | 45 |
| | | 2年生 | 26 | 31 | 34 | 36 | 31 |
| | | 3年生 | 21 | 19 | 22 | 25 | 26 |
| | | 4年生 | 12 | 14 | 13 | 14 | 15 |
| | | 5年生 | 7 | 9 | 10 | 9 | 10 |
| | | 6年生 | 4 | 4 | 5 | 6 | 6 |
| | | 計 | 113 | 127 | 136 | 134 | 133 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 民間児童クラブ | | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | | 113 | 127 | 136 | 134 | 133 |
| 過不足(提供量－ニーズ量) (人) | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■ 赤池学校区

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 45 | 48 | 51 | 48 | 51 |
| | | 2年生 | 31 | 33 | 35 | 38 | 36 |
| | | 3年生 | 24 | 24 | 26 | 25 | 29 |
| | | 4年生 | 14 | 15 | 15 | 16 | 18 |
| | | 5年生 | 11 | 10 | 9 | 12 | 12 |
| | | 6年生 | 6 | 7 | 6 | 7 | 7 |
| | | 計 | 131 | 137 | 142 | 146 | 153 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 民間児童クラブ | | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | | 120 | 144 | 144 | 144 | 154 |
| 過不足(提供量－ニーズ量) (人) | | | -11 | 7 | 2 | -2 | 1 |

■ 竹の山学校区

| | | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------------|---------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ニーズ量 (人) | 放課後 児童健全 育成事業 | 1年生 | 30 | 32 | 31 | 38 | 40 |
| | | 2年生 | 19 | 23 | 23 | 22 | 28 |
| | | 3年生 | 17 | 14 | 17 | 17 | 17 |
| | | 4年生 | 10 | 11 | 9 | 11 | 11 |
| | | 5年生 | 8 | 8 | 9 | 7 | 9 |
| | | 6年生 | 5 | 5 | 5 | 6 | 4 |
| | | 計 | 89 | 93 | 94 | 101 | 109 |
| 施設数 (箇所) | 児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 民間児童クラブ | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供量 (人) | 放課後児童 健全育成事業 | | 95 | 95 | 95 | 95 | 110 |
| 過不足(提供量－ニーズ量) (人) | | | 6 | 2 | 1 | -6 | 1 |

第6章

計画の推進・評価体制

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と市全域での取り組み（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会等の関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

市全域で子ども・子育て支援等を推進するために、「広報にっしん」や市ホームページだけでなく、学校や企業等様々な機関と協力をしながら多様な媒体を用いて、広く市民に計画の趣旨等がわかりやすく伝わるよう努めます。

3 計画の評価と進行管理

計画の推進にあたっては、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、日進市子ども施策推進委員会を通じて公表していきます。

資料編

資 料 編

1 日進市未来をつくる子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 子どもの大切な権利（第4条―第14条）

第3章 大人による子どもの権利保障（第15条―第19条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第20条―第27条）

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復（第28条―第30条）

第6章 雑則（第31条）

附則

子どもは、社会の一員として仲間や大人とともに、よりよい未来をつくっていくことができる大切な存在です。

子どもたちは、次のように語ります。

「私たちは、いろいろなことを知り、学び、選び、目標に向かいチャレンジすることができます。

そのために必要な力を借りることもできます。

そして、夢をかなえることができます。

私たちは、大人のために利用されることはなく、気持ちや考えを言うことができます。

私たちには、助けてくれる人たち、支えてくれる人たちがいます。

私たちは、大切にされ、安全で、安心なまちに住むことができます。

私たちは、みんな仲間です。

お互いに受けとめ合い、協力することができます。

悩みを相談したり、助けを求めたりもできます。

生きていることが楽しいと思えることは、あたり前ではなく、とても素晴らしいことです。

私たちは、お互いの自由と権利を大切に、ともに生きていたいと願います。

私たちは知ってほしい。守られていない権利があることを。

だから、この条例を知ってほしい。」

日進市とともに暮らす私たち市民は、子どもの権利や参加の機会を保障することが、子どもにとってやさしいまちづくりにつながると考え、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの基本的人権としての子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組

みを定めることにより、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 市内に住んだり、市内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人
その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 市内にある学校、児童福祉施設など子どもが育ち、学ぶために通学し、
通園し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (5) 地域住民など 地域の住民、地域で活動を行う団体、市内の事業者などをいいます。

(基本的考え方)

第3条 この条例により子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、次の考え方に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって一番よいことを第一に考えます。
- (2) 子どもの年齢や成長に配慮します。
- (3) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で取り組みます。
- (4) 子ども自身の意思や力を大切にします。

第2章 子どもの大切な権利

(権利の保障と尊重)

第4条 この章に定めるそれぞれの子どもの権利は、あらゆる機会において、子どもが、ひとりの人間として育ち、学び、生活していく上で大切な権利として、保障されます。

2 子どもは、自分の権利を学び、大切にし、他の人の権利を認め、尊重するよう努めます。

3 特別に支援が必要な子どもは、必要に応じて配慮されます。

(愛される権利)

第5条 子どもには、次のとおり、ひとりの人間として尊重され、愛される権利があります。

- (1) ありのままの自分を受け入れてもらうこと。
- (2) 自分の気持ちや考え、個性や能力が認められ、大切にされること。

(守られる権利)

第6条 子どもには、次のとおり、心や体を傷つけるものから、自分を守り、守られる権利があります。

- (1) あらゆる暴力、危害、差別から守られること。
- (2) 自分を守る情報が得られ、安心して気持ちや考えを伝え、相談できること。

(自分らしく生きる権利)

第7条 子どもには、次のとおり、自分を大切にし、自分らしく生きる権利があります。

- (1) ありのままの自分に自信をもって生きること。
- (2) 自分で自分のことを決めること。
- (3) 目標に向かってチャレンジできること。

(気持ちや考えを伝える権利)

第8条 子どもには、次のとおり、自分の気持ちや考えを伝える権利があります。

- (1) さまざまなことに関して感じ、考えたことを伝えたり、表現したりできること。
- (2) 相手の気持ちも自分の気持ちも大切にすることのコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。

(学ぶ権利)

第9条 子どもには、次のとおり、さまざまなことを知り、さまざまなことから学ぶ権利があります。

- (1) 必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受けたり、自ら学びたい内容を学んだりする機会が得られること。
- (3) 文化や芸術、スポーツ、社会体験など豊かな自己を育む経験ができること。

(遊ぶ権利)

第10条 子どもには、次のとおり、遊びをとおして成長する権利があります。

- (1) 遊びが大切にされ、十分に遊ぶこと。
- (2) 遊びに触れる場と仲間が得られること。

(心や体を休める権利)

第11条 子どもには、次のとおり、心や体を休める権利があります。

- (1) 安心できる場所で休み、十分に眠ることができること。
- (2) 余暇を楽しみ、自由な時間を過ごせること。

(自然とふれ合う権利)

第12条 子どもには、次のとおり、自然とのふれ合いをとおして成長する権利があります。

- (1) 身近な自然を受け継ぐこと。
- (2) 自然とふれ合い、ともに生きる知恵が得られること。

(参加する権利)

第13条 子どもには、次のとおり、自分に関わる場に参加する権利があります。

- (1) 参加に必要な情報が得られること。
- (2) 意見を発表したり、意思決定に関わったりすることができること。
- (3) 仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができること。

(ともに生きる権利)

第14条 子どもには、次のとおり、他の人とともに生きる権利があります。

- (1) 性別、年齢、国籍、文化などが異なる人たちと、ふれ合い、受けとめ合い、育ち合い、仲間になる機会が得られること。
- (2) 子ども同士又は子どもと大人の支え合い助け合う関係が大切にされること。

第3章 大人による子どもの権利保障

(共通の責務)

第15条 大人は、子どもの権利について理解し、その保障のために、第3条に定める基本的考え方に基づき、子どもに必要な支援を行わなければなりません。

2 大人は、子どもが、自らの権利を理解し、自己肯定感を育み、仲間をつくり、他の人や

社会と関わる力を身につけることで、自らの力を発揮できるように支援しなければなりません。

3 大人は、いかなる場合も、暴力、危害、差別などにより、子どもの心や体を傷つけてはなりません。

（保護者の責務）

第 16 条 保護者は、子育てに第一の責任を持つものとして、次のことに取り組みなければなりません。

(1) 子どもが安心して過ごせる環境を確保すること。

(2) 子どもの気持ちや考えを受けとめ、十分に話し合うこと。

(3) 子どもとともにいる時間を大切に、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。

（施設関係者の責務）

第 17 条 施設関係者は、子どもの教育や福祉にたずさわるものとして、次のことに取り組みなければなりません。

(1) 子どもが豊かに育つ環境や教育を充実させること。

(2) 子どもの気持ちや考えを受けとめ、子どもが自分に関わることに参加する機会を設けること。

(3) 虐待やいじめを予防し、その早期発見に努めること。

(4) 子どもの権利を理解し、保障するために、研修など職場環境を充実させること。

（地域住民などの責務）

第 18 条 地域住民などは、子どもとともに暮らす地域社会の一員として、次のことに取り組みなければなりません。

(1) 子どもをあたたかく見守ること。

(2) 地域において、子どもが豊かに育つための機会をつくり出すよう努めること。

(3) 子どもの気持ちや考えを大切に、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。

(4) 子どもの権利を理解し、保障するために、職場や地域の環境の充実に努めること。

（市の責務）

第 19 条 市は、保護者、施設関係者、地域住民などと連携し、及び協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者、地域住民などが、それぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

第 4 章 子どもにやさしいまちづくりの推進

（権利の周知と学習支援）

第 20 条 市は、子どもの権利月間を設け、この条例と子どもの権利について、周知を図るとともに、必要な取組を実施します。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域で、子どもと大人が、子どもの権利について学ぶことができるよう必要な支援を行います。

(暴力に対する取組)

第21条 市は、子どもへの虐待の早期発見に取り組みます。

2 市は、虐待を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援を行います。

3 市は、虐待や体罰を予防するため、必要な取組を実施します。

(危害に対する取組)

第22条 市は、子どもが薬物や犯罪などの危害を受けないよう、必要な取組を実施します。

2 市は、子どもが安全で、安心して暮らすことができるよう、公共施設などの整備や必要な支援を行います。

(子育て家庭への支援)

第23条 市は、保護者が、子育ての喜びを実感し、安心して子育ての責任を果たせるよう必要な支援を行います。

2 市は、特別に支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことのできるよう支援を行います。

(育ちの支援)

第24条 市は、子どもが、さまざまなことを体験したり、仲間と交流したりする場づくりを行うなど、豊かな自己を育むことを支援します。

2 市は、子どもが、仲間と集い、自治的な活動ができる居場所づくりを進めます。

3 市は、子どもが、いつでも安心して相談できる場の充実を図ります。

(施策への参加の充実)

第25条 市は、子どもに関係する施策の計画及び実施にあたっては、子どもが主体的に参加できる環境の整備や機会の充実を進めます。

(子どもに関する行動計画)

第26条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子どもに関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、必要に応じて、その内容を見直します。

(子ども施策推進委員会)

第27条 市は、行動計画の策定及び円滑な推進を図るため、子ども施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置きます。

2 推進委員会は、行動計画の推進に関し、調査、検証などを行い、その結果を市長に報告します。

3 市長は、推進委員会の報告に基づき、必要な措置を行います。

4 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(子どもの権利擁護委員の設置)

第28条 市は、子どもの権利侵害について、救済の申立てを適切かつ速やかに処理するため、日進市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を設置します。

2 擁護委員は、3人以内とし、人格に優れ、子どもの人権や教育などに関して知識や経験のあるもののうちから、市長が委嘱します。

3 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

（擁護委員の所掌）

第29条 擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談や救済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査及び関係者間の調整を行うとともに、その解決に向けての助言や支援を行います。

2 擁護委員は、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、勧告又は改善の要請を行うことができます。

3 擁護委員は、前項の規定による勧告又は改善の要請が速やかに実施されるよう、市に対し必要な取組を実施するよう要請することができます。

4 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告し、公表するとともに、市に対し施策を提言することができます。

5 擁護委員は、保護者、施設関係者、地域住民などに協力を求めることができます。

（擁護委員に対する支援や協力）

第30条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 保護者、施設関係者、地域住民などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

第6章 雑則

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第26条の規定により策定された行動計画とみなします。

2 日進市子ども施策推進委員会

第二期日進市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：日進市 福祉部 子育て支援課

〒470-0192

日進市蟹甲町池下 268 番地

電話：0561-73-1049（直通）